

福岡県公報

平成二十五年十二月十三日
第三千五百五十六号
増刊 ①

目次

規則 (第二十四号・第二十五号)

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課 ……………一)

○福岡県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課 ……………二四)

海区漁業調整委員会

○海区漁業調整委員会の文書の取扱いに関する規程 (漁業管理課 ……………二六)

○海区漁業調整委員会の情報処理に関する規程 (漁業管理課 ……………二六)

内水面漁場管理委員会

○福岡県内水面漁場管理委員会の文書の取扱いに関する規程 (漁業管理課 ……………二六)

規則

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここは公布する。

平成二十五年十二月十三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十四号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改める。

第八条の四中「納付通知書」を「譲渡担保権者に対する告知書」に改める。

第四十三条の二第一項第二号中「、家屋番号」を削る。

第四十三条の三第一項第三号中「及びその取得の原因」を削り、同条第二項第一号中

「登記事項証明書」を「書類」に改める。
第四十六条の七第二項中「第二十条の三十三第二項」を「第二十条の三十五の三第二項」に改める。

第四十八条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は第八十条の二の三様式」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第七十条の四第五項」を「第七十条の四第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第十一項中「第十條第六項」を「第十條第十六項」に、「第八十三号の十一様式」を「第八十三号の十八様式」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十項中「第八十三号の十様式」を「第八十三号の十七様式」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第九項中「第一号から第三号まで」を削り、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第七十条の四第十二項」を「第七十条の四第二十九項」に、「同条第十四項」を「同条第三十項」に、「第八十三号の九様式」を「第八十三号の十六様式」に、「納税等」を「納税者」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の前に次の一項を加える。

15 条例付則第九条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の八第一項の届出は、第八十三号の十五様式によらなければならない。

第四十八条の二第八項中「第七十条の四第十項」を「第七十条の四第二十六項及び同法第七十条の四の第二十項」に、「第八十三号の八様式」を「第八十三号の十四様式」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の前に次の五項を加える。

9 条例付則第九条第一項において例によるものとする租税特別措置法第七十条の四第十七項の規定による所長の承認を受けようとする者は、第八十三号の十様式による申請書を所長に提出しなければならない。

10 所長は、前項の申請に対する処分を決定したときは、第八十三号の十様式による通知書によって申請者に通知しなければならない。

11 条例付則第九条第二項において準用するものとする租税特別措置法第七十条の四第十八項の届出は、第八十三号の十一様式によらなければならない。

12 条例付則第九条第一項において例によるものとする租税特別措置法第七十条の四第二十一項の届出は、第八十三号の十二様式によらなければならない。

13 条例付則第九条第一項において例によるものとする租税特別措置法第七十条の四の二第一項の届出は、第八十三号の十三様式によらなければならない。

第四十八条の二第七項中「第五項」を「第六項」に、「第八十三号の七様式」を「第八十三号の九様式」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第八十三号の六様式」を「第八十三号の八様式」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第七十条の四第七項」を「第七十条の四第十五項」に、「第八十三号の六様式」を「第八十三号の八様式」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 条例付則第九条第一項において例によるものとする租税特別措置法第七十条の四第十一項及び条例付則第九条第二項において準用するものとする租税特別措置法第七十条の四第九項の届出は、第八十三号の六様式によらなければならない。

5 条例付則第九条第二項において準用するものとする租税特別措置法第七十条の四第十二項の届出は、第八十三号の七様式によらなければならない。

第四十八条の三中「第八十三号の十二様式」を「第八十三号の十九様式」に改める。
 第四十八条の四中「第八十三号の十三様式」を「第八十三号の二十様式」に、「申請書」を「申請者」に改める。

第四章の章名中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改める。
 第九十二条中「第九十九条第一項」を「第九十九条」に改める。

第九十三条の見出し中「県税関係書類」を「法人県民税関係書類」に、同条第一項中「条例第九十九条第二項」を「法第七百四十八条第二項」に、「第一百十条第二項」を「第七百四十九条第二項」に、「条例第九十九条第三項」を「法第七百五十四条」に改め、同条第二項中「条例第九十九条第三項」を「法第七百四十八条第三項」に、「条例第九十九条第二項」を「法第七百五十五条第二項」に改める。

第九十四条の見出し中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同条中「第一百十条第三項」を「第一百十条第二項」に、「第一百十一条第一項又は第二項」を「第一百十条第一項」に改める。

第九十五条の見出し中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同条中「第一百十一条第四項」を「第一百十一条第三項」に改める。

第九十六条中「第一百十一条第六項」を「条例第一百十一条第五項」に改める。

第一百条中「第九十二条から前条まで」を「第九十二条及び第九十四条から前条まで」に改め、「若しくは第二項」を削り、「第九十九条第一項」を「第九十九条」に改め、「第九十三条第一項中「条例第九十九条第二項又は第一百十条第二項」とあるのは「法第七百

四十八条第二項又は第七百四十九条第二項」と、「条例第一百十一条第二項（条例第七百五十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第七百五十五条第二項（法第七百五十四条において準用する場合を含む。）」と、同条第二項中「条例第九十九条第三項」とあるのは「法第七百四十八条第三項」と、「条例第一百十一条第二項」とあるのは「法第七百五十五条第二項」とを削り、「第一百十条第三項」を「第一百十条第二項」に、「第一百十一条第一項又は第二項」を「第一百十一条第一項」に、「第一百十一条第四項」を「第一百十一条第三項」に、「第一百十一条第六項」を「第一百十一条第五項」に改める。

様式目次中

六の六	納付通知書	八条の四	を
六の六	譲渡担保権者に対する告知書	八条の四	に、
二十三	県税減免決定通知書（その一、その二、その三、その四、その五）	八条 十五条	を
二十三	県税減免決定通知書（その一、その二（削除））、その三、その四、その五）	八条 十五条	に、
八十三 の三	農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予についての説明書	付則九条	を
八十三 の三	（削除）		に、
八十三 の六	代替農地等取得見込承認申請書兼承認（却下の通知書	付則九条	
八十三 の七	代替農地等の取得価格等の明細書	付則九条	

八十三の八	農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の九	猶予期限が確定した不動産取得税額の通知書	付則九条	四十八条の二
八十三の十	農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予取りやめ届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の十一	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の十二	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の十三	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の六	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の七	農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の八	農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の九	農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の十	農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の十一	農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の十二	農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の十三	農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書	付則九条	四十八条の二

に、

し

を

八十三の十四	農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の十五	徴収猶予の適用を受けている農地等について取用交換等による譲渡を行った場合の延滞金の軽減の特例の適用を受けるための届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の十六	農地等の取得に係る不動産取得税の猶予期限確定通知書	付則九条	四十八条の二
八十三の十七	農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予取りやめ届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の十八	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の十九	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
八十三の二十	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
百四十の七	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
百四十の八	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
百四十の九	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
百四十の十	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
百四十の十一	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
百四十の十二	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
百四十の十三	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
百四十の十四	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
百四十の十五	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
百四十の十六	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
百四十の十七	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
百四十の十八	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
百四十の十九	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二
百四十の二十	農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書	付則九条	四十八条の二

を

し

百四十	県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書	百十二条	九十七条	百五十	県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書	百十四条	九十九条
百四十	県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書	百十二条	九十七条	百五十	主たる事務所又は事業所の移転に係る県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書	百十三条	九十八条
百四十	県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書	百十四条	九十九条	百四十	県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書	百十一条	九十二条
百四十	法人県民税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書	九十三条	九十三条	百四十	法人県民税関係書類の電磁的記録によるスキヤナ保存の承認申請書	九十四条	九十四条
百四十	県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書	九十五条	九十五条	百四十	県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認(却下)通知書	九十六条	九十六条
百四十	県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認に係る通知書	九十七条	九十七条	百四十	県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の届出書	九十七条	九十七条
百四十	県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書	九十八条	九十八条	百五十	主たる事務所又は事業所の移転に係る県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書	九十九条	九十九条

百五十 県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書

第三号様式その三の五を次のように改める。

に改

L

第 3 号様式その 3 の 5 (第 6 条関係)

自動車税納税通知書 (一括納付用)

住所又は所在地

氏名又は名称

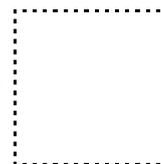
様

区 分	年度自動車税
登 録 番 号	別添納付書一覧表のとおり
合 計 税 額	円
納 期 限	年 月 日
備 考	

上記のとおり別添納付書により納付してください。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印



納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局 (沖縄県を除く)、福岡県の各県税事務所

法的根拠 地方税法第145条、福岡県税条例第48条

不服申立

1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求をすることができます。

なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金

備考 「延滞金」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第三号様式その七及び第三号様式その八を次のように改める。

第 3 号様式その 7 (第 6 条関係)

税 納 税 通 知 書

住所又は所在地

氏名又は名称

様

年度	税	
課 税 標 準 額	税 率	税 額
円		円
納 期 限	年 月 日	
備 考		

上記のとおり納付してください。

年 月 日

福岡県 県税事務所長

印

納付場所

福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局（沖縄県を除く）、福岡県の各県税事務所

法的根拠

地方税法第 条、福岡県税条例第 条

不服申立て

1 この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なお、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延 滞 金

備考 1 この様式は、自動車取得税又は軽油引取税を普通徴収の方法によって徴収する場合に使用すること。

2 「延滞金」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第 3 号様式その 8 (第 6 条関係)

県たばこ税納税通知書			
住所又は所在地			
氏名又は名称		様	
	年 度		
課税標準額	売渡し又は消費等の合計本数 ①		本
	小売定価の合計額 ②		円
税 率	従 量 割 ③		
	従 価 割 ④		
税 額	従 量 割 額 (①×③) ⑤		円
	従 価 割 額 (②×④) ⑥		円
	合 計 (⑤+⑥)		円
備 考			

上記のとおり納付してください。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局（沖縄県を除く）、福岡県の各県税事務所

法的根拠 地方税法第 条、福岡県税条例第 条

不服申立て

- 1 この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。が、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延 滞 金

備考 「延滞金」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）（第二次納税義務者又は保証人用）

納 付 （ 納 入 ） 通 知 書 第 号

年 月 日

様



福岡県 県税事務所長

あなたは、地方税法第 条 項の規定により、第二次納税義務者（保証人）として、下記の納税者（特別徴収義務者）の滞納金額を納付（納入）しなければならないこととなりましたので、納付（納入）の期限までに納付（納入）してください。

なお、下記金額のほかに完納の日まで地方税法に基づく延滞金が加算されます。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納税者 (特別徴収者)	住(居)所										
	氏名										
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由 連番		納期限 法定納期限等		税額 円	※延滞金額 法律による金額 円	加算金額 円	摘要
	滞納処分費（法律による金額）										
本書作成の日までに徴収すべき金額				千 百 十 万 千 百 十 円							
上記の納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち、あなたが納付（納入）すべき金額				納付（納入）の期限				納付（納入）場所			
円				年 月 日							
理由											
備考											

注 ※印の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

備考 1 この通知書は、第二次納税義務者又は保証人から徴収金を徴収しようとするときに、地方税法第11条第1項又は第16条の5第4項の規定により、これらの者に告知する場合に使用すること。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第5号様式（第8条関係）

納期限変更告知書		第 号	
納税者又は 特別徴収義務者	住所		
	氏名又は 名称		
年度分	税 目	年 月 分	
納税通知書番号			
変更後の納期限		年 月 日	
税 額 又 は 納付（納入）金額		千	百 十 万 千 百 十 円

地方税法第13条の2第1項の規定により、下記の理由のため納期限を変更しますので、指定の期日までに納付してください。

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。

なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事になります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

理 由

年 月 日

福岡県

県税事務所長

印

備考 3部作成し、控えのうち一部には伺い欄を設け、他の一部にはその最上部に「受理年月日」及び「処理年月日」の欄を設け、納期限変更告知書(連絡表)第 号とすること。

第六号の三様式を次のように改める。

第6号の3様式(第8条の3関係)

徴 収 通 知 書										第 号		
(質権者又は抵当権者)										年 月 日		
様												
福岡県 県税事務所長										印		
<p>地方税法第 14 条の 16 第 4 項の規定により、下記の徴収金額をあなたが強制換価手続において配当を受けるべき金額のうちから徴収しますので、通知します。</p> <p>この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後はその判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>												
納税者		特 義 別 務 徴 収 者		住 (居) 所								
				氏 名								
年度	税 目	課 税 番 号	年 月 分		納 期 限		税 額	※ 延 滞 金 額	加 算 金 額	摘 要		
			調定事由	連番	法定納期限等							
滞 納 金 額							円	法律による金額 円	円			
								法律による金額				
								法律による金額				
滞納処分費(法律による金額)					円							
本書作成の日までに徴収すべき金額					千	百	十	万	千	百	十	円
徴 収 金 額		「地方税法第14条の16第2項第1号の金額」から「地方税法第14条の16第2項第2号の金額」を差し引いた金額										
担 保 財 産												
理 由												

注 ※印の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

備考 1 この通知書は、地方税法第 14 条の 16 第 4 項の規定により質権者又は抵当権者に通知するために使用すること。

2 「滞納金額」の欄には、地方税法第 14 条の 16 第 1 項に規定する譲渡に係る財産につき、譲渡前に設定された質権又は抵当権のその設定の登記がされた日前に法定納期限等のある滞納金額を記載すること。

3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「判決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六号の六様式及び第六号の七様式を次のように改める。

第6号の6様式(第8条の4関係)

譲渡担保権者に対する告知書						第 号							
(譲渡担保権者)						年 月 日							
様													
福岡県 県税事務所長						印							
<p>あなたは、地方税法第14条の18第2項の規定により、納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち下記の金額を納付しなければならないこととなりましたので、告知します。</p> <p>なお、下記金額のほかに完納の日まで地方税法に基づく延滞金が加算されます。</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。</p> <p>なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>													
納(特)義 税(別)務 者(徴)収(者)	住(居)所												
	氏 名												
滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年月分 調定事由連番	納期限 法定納期限等	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要				
						円	法律による金額 円	円					
							法律による金額						
							法律による金額						
	滞納処分費(法律による金額)						円						
	本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十
上記納税者(特別徴収義務者)の滞納金のうち、あなたが納付すべき金額					納付の期限		納 付 場 所						
円					年 月 日								
譲渡担保権者が物的納税責任を負う根拠規定													
譲渡担保 財 産	名 称	数 量	性 質	所 在									
理 由													
摘 要													

- 注 1 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。
- 2 本書を発送した日から10日を経過した日までに完納されないときは譲渡担保財産を差押えます。
- 3 延滞金額は県税事務所を確認してください。
- 備考 1 地方税法第14条の18第2項の文書に使用する。
- 2 3部作成し、第1紙は控えとして伺い欄を設け、第2紙は通知用とし、第3紙には第6号の7様式を用いて、作成すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第6号の7様式(第8条の4関係)

譲渡担保権者に告知した旨の通知書										第	号		
(滞納者)										年 月 日			
様										福岡県 県税事務所長			
										印			
あなたの滞納金額を徴収するため、下記のとおり告知したので、地方税法第14条の18第2項の規定によりこの旨を通知します。													
譲渡担保権担当者	住 (居) 所												
	氏 名												
滞納金額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限		税 額	※延滞金額	加算金額	摘要		
				調定事由	連番	法定納期限等							
								円	法律による金額	円			
									法律による金額				
									法律による金額				
	滞納処分費(法律による金額)						円						
	本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十
上記納税者(特別徴収義務者)の滞納金のうち、あなたが納付すべき金額						納付の期限		納 付 場 所					
円						年 月 日							
譲渡担保権者が物的納税責任を負う根拠規定													
譲渡担保財産	名 称		数 量	性 質		所 在							
備 考													

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考

- 1 地方税法第14条の18第2項の規定の文書に使用する。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第八号の二様式を次のように改める。

第8号の2様式(第9条関係)

徴 収 猶 予 期 間 延 長 申 請 書													
福岡県 県税事務所長 殿						年 月 日							
住(居)所 申 請 者 氏 名						(印)							
<p>年 月 日付で徴収猶予を受けた滞納税額について、下記理由により徴収猶予の期間の延長を申請します。</p> <p>なお、この期間の延長を受けた場合には、違約なく納付(納入)すること及び新たな税金を滞納しないことを誓約します。</p>													
徴収猶予期間延長申請金額	年度	税 目	課税番号	年月分		税 額	延滞金額	加算金額	計				
				調定事由	連番	円	円	円	円				
滞納処分費(法律による金額)						円							
本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十	円
延長申請期間		年 月 日 から 年 月 日 まで 日間											
そ の 他													
申 請 理 由													

備考 1 この様式は、納税者から、地方税法第15条第3項の規定による徴収猶予期間延長の申請がある場合に使用すること。

2 この申請書は、期間延長通知書とあわせて作成すること。

第十号の八様式中

第 号 保全担保提供命令書

第 号

「(特別徴収義務者(納税者))」や「(納税者(特別徴収義務者))」

県税の徴収上必要がありますので、地方税法第1条の第1項(第144条の20第1項)の規定により下記の通り担保の提供を命じます。

あなたは 税(年月分)を滞納しており、今後あなたに課すべき税について、その徴収を確保することができないと認められることから、地方税法第18条の3第1項(第144条の20第1項)の規定により、下記の通り担保の提供を命じます。

「正、副」や「正副」

2 複写とし、控えには向い欄を設けること。
3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県 県税事務所長」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。」を削ること。

を

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県 県知事」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。」を削ること。

に改める。

第十号の十一様式(特別徴収義務者(納税者))」や「(納税者(特別徴収義務者))」

各に保全担保提供命令書により命じました担保の提供がありませんので

年 月 日付けで保全担保提供命令書により命じた担保の提供がありませんので

「正、副」や「正副」

年 月 日以後に課される 税

年 月 日以後に課される 税

を

3 複写とし、控えには向い欄を設けること。
4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。」を削ること。

を

3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。」を削ること。

に改める。

第十号の十五様式及び第十一号様式を次のように改める。

第10号の15様式(第10条の3関係)

保 全 差 押 金 額 決 定 通 知 書		第 号	
(納税者 (特別徴収義務者))		年 月 日	
様		福岡県 県税事務所長 印	
<p>下記の理由により、保全差押金額を決定しましたので、地方税法第16条の4第2項の規定により通知します。</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。</p> <p>なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>			
保 全 差 押 金 額	年 度	税 目	金 額
	円		
理 由			
備 考	<p>1 この通知書交付後担保又は金銭の提供がないときは直ちに差押えをします。(地方税法第16条の4第3項)</p> <p>2 差押え後担保を提供して差押えの解除を請求したとき若しくはこの通知をしたときから6月を経過した日までに徴収金の額が決定しないとき又は所長が必要がなくなったと認めるときは、差押えを解除します。(地方税法第16条の4第4項又は第5項)</p> <p>3 差押財産の換価は、徴収金の額が決定した後でなければいたしません。(地方税法第16条の4第8項)</p>		

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第11号様式(第12条関係)

徴 収 猶 予 許 可 通 知 書										第 号			
申請者			年 月 日							様			
福岡県 県税事務所長										印			
<p>年 月 日付で徴収猶予の申請があったあなたの県徴収金については、下記のとおり徴収猶予を許可したので、地方税法第15条第4項の規定により通知します。</p> <p>なお、同法第15条の3第1項各号に規定する取消理由が生じたときは、許可を取り消すことがあります。</p> <p>徴収猶予を許可していない県徴収金については、直ちに納付（納入）してください。</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。</p> <p>なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>													
申請者	住（居）所												
	氏 名												
徴収猶予申請金額	年度	税 目	課税番号	年月分		税 額	※ 延滞金額	加算金額	計				
				調定事由	連番					円	円	円	円
滞納処分費（法律による金額）						円							
本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十	円
徴収猶予金額	年度	税 目	課税番号	年月分		税 額	※ 延滞金額	加算金額	計				
				調定事由	連番					円	円	円	円
滞納処分費（法律による金額）						円							
本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十	円
徴収猶予申請期間			年 月 日から			年 月 日まで			日間				
徴収猶予期間			年 月 日から			年 月 日まで			日間				
担 保													
一部の猶予を許可しない場合の理由													
摘 要													

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第十二号様式中

「 年 月 日申請(申告)のあった徴収済み(期間延長)は、下記の原因により許可できないから通知します。

を
「 年 月 日付けで徴収済み(期間延長)の申請があったあなたの県徴収金については、下記の原因により徴収済み(期間延長)を許可できませんので、納付(納入)してください。

に 「正、副」や「正副」

備考 1 複字とすること。
2 知事が可能を要している徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「決定」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は正、副2通を提出しなければなりません」が、なるべく所轄県税事務所を經由して提出することとして下さい。」を削ること。

を
「 備考 知事が可能を要している徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「決定」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません」が、なるべく所轄県税事務所を經由して提出することとして下さい。」を削ること。

に改める。

第十二号の二様式を次のように改める。

第12号の2様式(第12条関係)

徴 収 猶 予 期 間 延 長 通 知 書										第	号		
申請者										年 月 日			
様													
福岡県 県税事務所長 印													
<p>年 月 日付けで徴収猶予の期間延長の申請があったあなたの県徴収金については、下記のとおり延長を許可したので、地方税法第 15 条第 4 項の規定により通知します。</p> <p>なお、徴収猶予の期間延長を許可しなかった一部の県徴収金がある場合は、徴収猶予の当初の期間後、直ちに納付(納入)してください。</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。</p> <p>なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>													
申請者	住(居)所												
	氏名												
徴収を猶予申請した期間	年度	税目	課税番号	年月分		税額	※延滞金額	加算金額	計				
				調定事由	連番					円	円	円	円
滞納処分費(法律による金額)						円							
本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十	円
徴収を猶予許可した期間	年度	税目	課税番号	年月分		税額	※延滞金額	加算金額	計				
				調定事由	連番					円	円	円	円
滞納処分費(法律による金額)						円							
本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十	円
延長を申請した期間			年 月 日から			年 月 日まで			日間				
延長を許可した期間			年 月 日から			年 月 日まで			日間				
担保													
延長理由又は一部の猶予の延長を許可しない場合の理由													
摘要													

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 1 この通知書は、地方税法第15条第4項の規定に基づき徴収猶予の期間を延長したときに使用すること。

2 延長理由は、地方税法第15条第3項の規定に該当すると認める事由を具体的に記載し、また、一部の猶予の延長を許可しない場合の理由も具体的に記載すること。

3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第十四号様式を次のように改める。

第14号様式(第12条関係)

徴 収 猶 予 取 消 通 知 書										第	号		
										年	月	日	
様										福岡県 県税事務所長 印			
<p>年 月 日付で徴収猶予を許可したあなたの県徴収金については、下記の理由により徴収猶予を取り消したので、直ちに納付(納入)してください。</p> <p>地方税法第15条の3第3項の規定により通知します。</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。</p> <p>なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>													
滞 納 者	住 (居) 所												
	氏 名												
徴 収 猶 予 額	年度	税 目	課税番号	年月分		税 額	※ 延滞金額	加算金額	計				
				調定事由	連番					円	円	円	円
	滞納処分費 (法律による金額)						円						
本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十	円
徴 収 取 消 額	年度	税 目	課税番号	年月分		税 額	※ 延滞金額	加算金額	計				
				調定事由	連番					円	円	円	円
	滞納処分費 (法律による金額)						円						
本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十	円
徴収猶予期間			年 月 日から 年 月 日まで 日間										
取消事由及び 該当条項													

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第十四号の三様式及び第十四号の四様式を次のように改める。

第14号の3様式(第12条の2関係)

換 価 猶 予 期 間 延 長 通 知 書					第 号								
(納税者) (特別徴収義務者)					年 月 日								
様					福岡県 県税事務所長 [印]								
年 月 日付で換価猶予をしたあなたの県徴収金について、下記のとおりその期間を延長したので、地方税法第15条の5第3項の規定により通知します。													
換 価 延 猶 予 し の た 期 間 額	年 度	税 目	課 税 番 号	年 月 分		納 期 限	税 額	※ 延 滞 金 額	加 算 金 額	摘 要			
				調 定 事 由	連 番								
							円	法律による金額 円	円				
								法律による金額					
								法律による金額					
								法律による金額					
	滞納処分費(法律による金額)					円							
	本書作成の日までに徴収すべき金額					千	百	十	万	千	百	十	円
延長した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間												
猶予の対象となった物件													
備 考													

注 ※印欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考

- この通知書は、地方税法第15条の5第3項の規定により換価の猶予の延長をしたときに使用すること。
- 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第14号の4様式(第12条の2関係)

換 価 猶 予 取 消 通 知 書 第 号

(納税者(特別徴収義務者)) 年 月 日
様

福岡県 県税事務所長 印

年 月 日付で換価猶予をしたあなたの県徴収金については、下記の理由により換価猶予を取り消したので、直ちに納付(納入)して下さい。

地方税法第15条の6第2項の規定により通知します。

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。

なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	※ 延 滞 金 額	加算金額	摘 要			
				調定事由	連番								
換 価 猶 予 取 消 額							円	法律による金額 円	円				
								法律による金額					
								法律による金額					
								法律による金額					
滞納処分費(法律による金額)						円							
本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十	円

猶予の対象となつた物件

取 消 理 由

注 ※印欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考

1 この通知書は、地方税法第15条の6の規定に基づき、換価の猶予を取り消したとき、滞納者に対して通知する場合に使用する。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第二十三号様式その二を次のように改める。
第二十七号様式その二 削除
第二十七号様式その二から第二十七号様式その七までを次のように改める。

第27号様式その2 (第18条関係)

県民税利子割 更正・決定 通知書
納額告知書

年 月 日

郵便番号
所在地

名称

特別徴収義務者番号

福岡県 県税事務所長

実績年月 利子等の種類	申告期限 申告日 更正請求日	課税標準額	税 額	加 算 金			
		更正・決定額 既確定額 差引増減額 (円)	更正・決定額 既確定額 差引増減額 (円)	種別	基礎となる税額 (千円)	率 %	加算金額 (円)

指定納期限 年 月 日 納入 (付) すべき合計額 円
還付される合計額 円

更正・決定理由	
加算金決定理由	

摘 要	
-----	--

不服申立てについて

1 この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。
なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。

2 この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

備考 **延滞金について** の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第27号様式その3（第18条関係）

(表)

年度 月分から 月分までの県たばこ税更正・決定通知書
納額告知書

業 者 コ ー ド			住 所 又 は 所 在 地								
登 録 番 号			氏 名 又 は 名 称								
地方税法第 条第 項の規定により下記のとおり更正・決定したので、下記不足税額、過少申告加算金、税 第 号申告加算金 及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別紙納付書によ り 年 月 日までに福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局又は福岡県 県税事 務所に納付してください。 年 月 日 福岡県 県税事務所長											
月 別	更正・決定によるもの			既に納付が確定して いる税額 ②	差引不足税額 (①-②) 又は申告税額	過 少 申 告 加 算		不 申 告 加 算		重 加 算 金	
	課税標準数量	税 額①	円			率	金 額	率	金 額	率	金 額
	円	本	円	円	円	率		率		率	
	円	本	円	円	円	金額	円	金額	円	金額	円
計		本	円								
	円	本	円	円	円	率		率		率	
	円	本	円	円	円	金額	円	金額	円	金額	円
計		本	円								
	円	本	円	円	円	率		率		率	
	円	本	円	円	円	金額	円	金額	円	金額	円
計		本	円								
	円	本	円	円	円	率		率		率	
	円	本	円	円	円	金額	円	金額	円	金額	円
計		本	円								
	円	本	円	円	円	率		率		率	
	円	本	円	円	円	金額	円	金額	円	金額	円
計		本	円								
	円	本	円	円	円	率		率		率	
	円	本	円	円	円	金額	円	金額	円	金額	円
計		本	円								
	円	本	円	円	円	率		率		率	
	円	本	円	円	円	金額	円	金額	円	金額	円
計		本	円								
合 計		本	円		円				円		円

(裏)

不服申立てについて

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

備考 延滞金についての下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第27号様式その4 (第18条関係)

年度 月分から 月分までの 税
に係る更正・決定 通知書
納額告知書

組合名		住所	
登録番号	屋号	氏名	様
業態			

地方税法第 条第 項の規定により下記のとおり更正・決定したので、下記不足税額、過少申告加算金・不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納入(付)の日までの延滞金を合計した金額を別紙納入(付)書により 年 月 日までに福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、福岡県 県税事務所に納入(付)してください。

年 月 日

福岡県 県税事務所長

印

月別	更正・決定によるもの			既に納入(付)の確定している税額 ②	差引過不足税額 ①-② 又は申告税額	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金	
	課税標準	税率	税額①			率	金額	率	金額	率	金額
			円	円	円	100	円	100	円	100	円
						100		100		100	
						100		100		100	
						100		100		100	
						100		100		100	
						100		100		100	
						100		100		100	
						100		100		100	
						100		100		100	
						100		100		100	
						100		100		100	
合計						100		100		100	

不服申立てについて

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

備考 **延滞金について**の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第27号様式その5 (第18条関係)

自動車取得税に係る更正・決定 通知書
納額告知書

納税義務者	住所			
	氏名		自動車登録 又は届出番号	
自動車取得税	区分	課税標準額	税率	税額
	更正・決定によるもの	円	100	円
	既に納付の確定しているもの		100	
	差引過不足税額			
加算金	区分	過不足税額	率	加算金額
	過少申告加算金額	円	100	円
	不申告加算金額		100	
	重加算金額		100	
	合計			
法定納期限	年 月 日	納付場所	福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局 福岡県 県税事務所	

地方税法第 条第 号の規定により上記のとおり更正、決定したので、上記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別紙納付書により 年 月 日までに納付してください。

年 月 日

印

福岡県 県税事務所長

不服申立てについて

- この処分に不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。
なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

備考 延滞金についての下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第27号様式その6 (第18条関係)

県民税配当割 更正・決定 通知書
納額告知書

年 月 日

郵便番号
所在地

名称

特別徴収義務者番号

福岡県 県税事務所長

実績年月	申告期限 申告日 更正請求日	課税標準額	税 額	加 算 金			
		更正・決定額 既確定額 差引増減額 (円)	更正・決定額 既確定額 差引増減額 (円)	種別	基礎となる税額 (千円)	率 %	加算金額 (円)

指定納期限 年 月 日 納入 (付) すべき合計額 円
還付される合計額 円

更正・決定理由	
加算金決定理由	
摘 要	

不服申立てについて

- この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。
なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

備考 延滞金について の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第27号様式その7（第18条関係）

県民税株式等譲渡所得割 更正・決定 通知書
納額告知書

年 月 日

郵便番号
所在地

名称

特別徴収義務者番号

福岡県 県税事務所長

実績年月	申告期限 申告日 更正請求日	課税標準額	税 額	加 算 金			
		更正・決定額 既確定額 差引増減額 (円)	更正・決定額 既確定額 差引増減額 (円)	種別	基礎となる税額 (千円)	率 %	加算金額 (円)

指定納期限 年 月 日 納入 (付) すべき合計額 円
還付される合計額 円

更正・決定理由	
加算金決定理由	
摘 要	

不服申立てについて

- この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。
なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

備考 延滞金について の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第三十四号様式その三中「四」を「五」に改め、「福岡地方裁判所」を削る。
第三十四号の二様式を次のように改める。

第34号の2様式(第22条関係)

納 付 (納 入) 催 告 書

第二次納税義務者(保証人)

住(居)所

氏 名 様

第 号	住(居)所	
納 税 者 (特別徴収義務者)	氏 名	
上記納税者(特別徴収義務者)に係る第二次納税義務者(保証人)として、納付(納入)すべき金額		円

年 月 日に納付(納入)通知をしたとおり、あなたが第二次納税義務者(保証人)として、納付(納入)すべき県徴収金が、上記のとおり滞納となっていますので、直ちに納付(納入)してください。

この催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押えの処分を受けることになります。

- この処分に不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求をすることができます。
なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務局長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

本書発付 年 月 日
福岡県 県税事務局長

印

- 備考 1 地方税法第11条第2項又は第16条の5第4項の文書に使用すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務局長」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務局長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第四十四号様式中

「 あなたから請求のあった差押換については、下記の原因により応じることができません。

を

あなたが請求のあった差押換については、下記の原因により応じることができませんので、国税徴収法第50条第2項・第51条第3項の規定の例により通知します。

「 「正、副」や「正副」

「 (調理要領)

一 この通知書は、国税徴収法第50条第2項又は同法第51条第3項の規定の例により差押換の請求を拒否する場合に使用する。

二 「備考」欄には、必要に応じて差押換請求の年月日、差押換請求の目的となった差押の年月日等を記載する。

三 「差押者又は差押換人」欄については、いつれが不用の方の文字を抹消する。

四 赤字とし、括弧には同じ欄を添付すること。

五 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に改め、「なお、この審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を理由して提出することとして下さい。」を削ること。

を

備考 一 この通知書は、国税徴収法第50条第2項又は同法第51条第3項の規定の例により差押換の請求を拒否する場合に使用する。

2 「備考」欄には、必要に応じて差押換請求の年月日、差押換請求の目的となった差押の年月日等を記載する。

3 「第50条第2項・第51条第3項」のうちいつれが不要の文字を抹消する。

4 「差押者又は差押換人」欄については、いつれが不用の方の文字を抹消する。

5 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「備考」を「決定」に改め、「なお、この審査請求は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を理由して提出することとして下さい。」を削ること。

に改める。

第四十八号様式その一から第四十八号様式その四までを次のように改める。

第48号様式その1(第31条関係)(動産、有価証券用)

差 押 調 書(謄本) 第 号

年 月 日

福岡県 県税事務所
福岡県徴税吏員 印

下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定の例により、あなたの財産を差し押えたので、同法第54条の規定の例により、この調書を作ります。

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。

なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

滞納者	住(居)所	
	氏名	

年度	税目	課税番号	年月分		納期限		税額	※延滞金額	加算金額	摘要					
			調定事由	連番	督促年月日	督促年月日									
							円	法律による金額 円	円						
								法律による金額							
								法律による金額							
滞納処分費(法律による金額)								円							
本書作成の日までに徴収すべき金額								千	百	十	万	千	百	十	円

名称	数量	性質	所在その他	名称	数量	性質	所在その他

滞納処分のため捜索した場所又は物	捜索日時	年 月 日	午後 時 分から 午前 時 分まで
------------------	------	-------	----------------------

上記の差押(捜索)に立ち会い差押調書謄本を受領しました。
なお、封印 枚ちょう付されたことを確認します。
(立会人) 印

差押調書謄本(捜索を受けた者あて)を受領しました。
なお、封印 枚ちょう付されたことを確認します。
(占有者) 印
(滞納者) 印

上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命ずる。
年 月 日 福岡県 県税事務所
様 福岡県徴税吏員 印

上記財産は通知のあるまで保管します。
年 月 日 (保管者) 印

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 繰上徴収し滞納者の財産を差し押える場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合、同法第16条の4第1項の規定により差し押える場合、同法第16条の5第1項の規定により差し押える場合、外観上滞納者に帰属すると認められない財産を差し押える場合又は滞納処分費のみについて差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第48号様式その2(第31条関係)(債権用)

差 押 調 書(謄本)										第	号		
										年	月	日	
この差押債権の取立その他の処分を禁じます。										福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員		印	
<p>下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定の例により、あなたの下記財産を差し押えましたので、同法第54条の規定の例により、この調書を作ります。</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。 なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>													
滞(債 納権 者者)	住(居)所												
	氏名												
滞 納 金 額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限		税額	※延滞金額		加算金額	摘要	
				調定事由	連番	督促年月日		円	法律による金額 円		円		
									法律による金額				
									法律による金額				
	滞納処分費(法律による金額)				円								
	本書作成の日までに徴収すべき金額				千	百	十	万	千	百	十	円	
差 押 財 産	債務者	住(居)所		氏名									
履 行 期 限													

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 国税徴収法第65条の規定の例により債権証書を取り上げるときは、第53号様式の「取上調書」を作成するものであるが、この調書に所要事項を附記することにより、「取上調書」の作成に代えることができるものであること。
- 2 繰上徴収し滞納者の財産を差し押える場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合、同法第16条の4第1項の規定により差し押える場合、同法第16条の5第1項の規定により差し押える場合、外観上滞納者に帰属すると認められない財産を差し押える場合又は滞納処分費のみについて差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第48号様式その3(第31条関係)(不動産等用)

差 押 調 書(謄 本)					第 号						
年 月 日											
福岡県 県税事務所長			印								
福岡県徴税吏員											
<p>下記の滞納金額が、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定の例により、あなたの下記財産を差し押えましたので、同法第54条の規定の例により、この調書を作ります。</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。 なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>											
滞納者	住(居)所										
	氏名										
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分	納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要		
				調定事由	連番					督促年月日	
							円	法律による金額	円		
								法律による金額			
	滞納処分費(法律による金額)				円						
	本書作成の日までに徴収すべき金額				千	百	十	万	千	百	十
差押財産											
	連絡先	所 属	氏 名	電 話							
		課 係		番							

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この調書は、第54号様式の「差押書」の作成を要する財産を差し押えた場合に作成すること。
- 2 不動産等を差し押えたときは、嘱託書にこの調書謄本を添えて関係機関に登記又は登録の嘱託をすること。
- 3 自動車の検査証等を財産の差押えと同時に取り上げた場合には、その取り上げた書類の名称その他必要な事項を「差押財産」欄に附記すること。
- 4 繰上徴収し滞納者の財産を差し押える場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合、同法第16条の4第1項の規定により差し押える場合、同法第16条の5第1項の規定により差し押える場合、外観上滞納者に帰属すると認められない財産を差し押える場合又は滞納処分費のみについて差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
- 5 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第48号様式その4(第31条関係)(第三債務者等のある無体財産権等用)

差 押 調 書(謄本)										第	号		
										年	月	日	
福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員										⑥			
<p>下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定の例により、あなたの下記財産を差し押えましたので、同法第54条の規定の例により、この調書を作ります。</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。</p> <p>なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>													
滞納者	住(居)所												
	氏名												
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限		税額	※延滞金額	加算金額	摘要		
				調定事由	連番	督促年月日							円
										法律による金額			
										円			
										法律による金額			
										円			
滞納処分費(法律による金額)								円					
本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十	円
差押財産													

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この調書は、第三債務者等がある無体財産権等(電話加入権を除く。)を国税徴収法第73条第1項の規定の例により差し押える場合に作成すること。
- 2 国税徴収法第73条第4項の規定の例により差押財産の権利に関する証書を取り上げるときは、第53号様式の「取上調書」を作成するものであるが、この調書に所要事項を附記することにより、「取上調書」の作成に代えることができるものであること。
- 3 繰上徴収し滞納者の財産を差し押える場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合、同法第16条の4第1項の規定により差し押える場合、同法第16条の5第1項の規定により差し押える場合、外観上滞納者に帰属すると認められない財産を差し押える場合又は滞納処分費のみについて差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
- 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「判決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。」を削ること。

第五十号様式を次のように改める。

第50号様式(第31条関係)

財 産 の 引 渡 命 令 書										第 号				
										年 月 日				
(占有者) 住 所 氏 名 様 福岡県 県税事務所長 印														
下記の滞納者は、下記の財産の他に、換価が容易であり、かつ、下記の滞納金額を徴収することができる財産を有しないと認められますので、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第 58 条第 2 項の規定の例により、あなたが占有している下記の財産を徴収職員に引き渡すことを命じます。														
1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法第 4 条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。 なお、この審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。														
2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。														
滞納者	住(居)所													
	氏名													
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要				
				調定事由	連番							円	法律による金額	円
								法律による金額						
	滞納処分費(法律による金額)						円							
	本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十	円
引渡命令財産	占有者		住(居)所			氏名								
	引渡期限			引渡場所										
引渡命令書を発する根拠規定														

- 注 1 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。
- 2 あなたの権利を保護するため、国税徴収法第59条及び同法施行令第25条に次の要旨の規定があります。
- (1) あなたは、上記財産を引き渡すことにより、滞納者との契約を解除した場合は、これによって生じた損害賠償の請求権に基づいてこの財産の売却代金の残余から配当を受けることができます。
 - (2) 上記財産を引き続き使用又は収益したいときは、その旨を請求してください。請求又は契約解除の通知がないときは契約の期間内(3か月を限度とする。)の使用収益の請求があったものとみなします。
 - (3) 契約を解除した場合で前払の借賃があるときは、差押えの日後の期間にかかるものは3か月を限度として配当が受けられます。
 - (4) (1)の契約解除したときの通知、(2)の請求は、いずれも書面で当所における差押えの時までに提出せねばならないことになっています。

備考

- 1 この命令書は、国税徴収法第58条第2項の規定の例により、滞納者の有する動産又は有価証券を占有する第三者に対して、当該財産を徴税吏員に引き渡すべきことを命ずる場合(同条を準用する同法第65条の規定の例により第三者が占有する債権に関する証書を取り上げる場合及び同じく同条を準用する同法第71条第4項の規定の例により第三者が占有する自動車又は建設機械を徴税吏員に占有させる場合を含む。)に使用すること。
- 2 「引渡命令財産」欄には、引渡しを命ずる動産又は有価証券等の名称、数量、性質、所在その他を記載すること。
- 3 「引渡期限」は、原則として命令書を発する日から起算して7日を経過した日以後の日とすること。
- 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第五十号の三様式を次のように改める。

第50号の3様式(第31条関係)

財 産 の 引 渡 命 令 書						第 号							
						年 月 日							
(滞納者) 住 所 氏 名 様						福岡県 県税事務所長 印							
下記のとおり、滞納金額を徴収するため必要があるので、あなたが保管している下記財産を徴税吏員に引き渡してください。													
1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。 なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出してください。													
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。													
滞納者	住(居)所												
	氏名												
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由 連番	納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要				
						円	法律による金額	円					
								法律による金額					
	滞納処分費(法律による金額)					円							
	本書作成の日までに徴収すべき金額					千	百	十	万	千	百	十	円
	引渡命令財産												
引渡期限				引渡場所									
引渡命令書を発する根拠規定													
差 押 年 月 日						年 月 日							

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この命令書は、国税徴収法第71条第3項の規定の例により、自動車又は建設機械等を差し押えた場合に、滞納者に対しこれらの引渡しを命じ、徴税吏員にこれらの占有をさせるときに使用すること。
- 2 「引渡命令財産」欄には、引渡しを命ずる動産又は有価証券等の名称、数量、性質、所在その他を記載すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第五十四号様式を次のように改める。

第54号様式(第31条関係)

差 押 書 第 号											
年 月 日 福岡県 県税事務所長 福岡県徴税吏員 様											
<p>下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定の例により、あなたの下記財産を差し押えます。</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。 なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>											
滞納者	住(居)所										
	氏名										
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要	
				調定事由	連番	督促年月日					円
								法律による金額			
	滞納処分費(法律による金額)				円						
	本書作成の日までに徴収すべき金額				千	百	十	万	千	百	十
差押財産											
	連絡先	所属	氏名		電話						
		課係			番						

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この差押書は、国税徴収法第68条第1項に規定する不動産、同法第70条第1項に規定する船舶及び航空機、同法第71条第1項に規定する自動車及び建設機械並びに同法第72条第1項に規定する第三債務者等がない無体財産権等を差し押さえるときに使用すること。
- 2 この差押書は、第48号様式その3の「差押調書」とあわせて作成すること。
- 3 繰上徴収し滞納者の財産を差し押える場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合、同法第16条の4第1項の規定により差し押える場合、同法第16条の5第1項の規定により差し押える場合、外観上滞納者に帰属すると認められない財産を差し押える場合又は滞納処分費のみについて差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
- 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第五十八号様式を次のように改める。

第58号様式(第31条関係)

組合員等の持分の払戻し等請求書						第	号				
(組合等の名称) (代表者)						年	月	日			
様											
福岡県						県税事務所長		印			
<p>さきに差し押さえた下記滞納者の持分を払戻し(譲渡)してください。 国税徴収法第74条第1項の規定により請求します。</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。 なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>											
滞納者 (組合員等)	住(居)所										
	氏名										
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由	納期限 連番	法定納期限等	税額	※延滞金額	加算金額	摘要	
							円	法律による金額 円	円		
								法律による金額			
								法律による金額			
	滞納処分費(法律による金額)						円				
	本書作成の日までに徴収すべき金額				千	百	十	万	千	百	十
持分の払戻し(譲渡)請求の予告をした年月日							年	月	日		
払戻し(譲渡)請求をする持分の種類及び口数等											
理由											

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 1 この通知書は、国税徴収法第74条第1項の規定の例により県税事務所長が組合等に対して滞納者の持分の払戻し等を請求するため、同条第2項の規定の例により予告する場合に使用すること。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「判決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の四様式その一を次のように改める。

第61号の4様式その1(第31条関係)(滞納者用)

交 付 要 求 通 知 書										第 号			
										年 月 日			
様										印			
福岡県 県税事務所長													
<p>あなたの財産について、下記のとおり強制換価手続が行われたことから、下記の滞納金額を徴収するため、国税徴収法第 82 条第 1 項の規定の例により交付要求をしたので、同条第 2 項の規定の例により通知します。</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法第 4 条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。 なお、この審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>													
滞納者	住(居)所												
	氏名												
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分	納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘 要				
				調定事由	連番					法定納期限等			
						円	法律による金額	円					
							法律による金額						
							法律による金額						
滞納処分費(法律による金額)						円							
本書作成の日までの徴収金額						千	百	十	万	千	百	十	円
交付要求に係る財産又は事件名	執行機関名					差押年月日		年 月 日					
						連 絡 先							
			所 属		氏 名		電 話						
			課 係						番				

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の九様式及び第六十一号の十様式その一を次のように改める。

第61号の9様式(第31条関係)

参加差押調書 (謄本)						第	号						
						年	月	日					
様						福岡県 県税事務所長							
						印							
下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、既に滞納処分による差押えがされているあなたの下記財産について、国税徴収法第86条第1項の規定の例により参加差押えをします。													
滞納者	住(居)所												
	氏名												
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限		税額	※延滞金額	加算金額	摘要		
			督促年月日	調定事由	連番	法定納期限等							
								円	法律による金額	円			
									法律による金額				
									法律による金額				
									法律による金額				
									法律による金額				
									法律による金額				
	滞納処分費(法律による金額)						円						
	本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十
参加差押財産	執行機関名						差押年月日		年 月 日				
	氏名	()								()			
権利者等	()								()				
のび類	()								()				

注 ※印欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものとする。

- 備考 1 繰上徴収し滞納者の財産について参加差押えをする場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産について参加差押えをする場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産について参加差押えをする場合、同法第16条の4第1項の規定により参加差押えをする場合又は滞納処分費のみについて参加差押えをする場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第61号の10様式その1(第31条関係)(滞納者用)

参 加 差 押 通 知 書						第 号						
(滞納者)						年 月 日						
様												
福岡県						県税事務所長						
						印						
<p>下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、既に滞納処分による差押えがされているあなたの下記財産について、国税徴収法第 86 条第 1 項の規定の例により参加差押えをしましたので、同条第 2 項の規定の例により通知します。</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法第 4 条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。</p> <p>なお、この審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>												
滞納者	住 (居) 所											
	氏 名											
滞納金額	年度	税 目	課税番号	年月分	納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要			
			督促年月日	調定事由	連番	法定納期限等	円	法律による金額	円			
								円				
								法律による金額				
	滞納処分費 (法律による金額)				円							
	本書作成の日までに徴収すべき金額				千	百	十	万	千	百	十	円
参加差押財産							執行機関名			差押年月日	年 月 日	

注 ※印の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

備考 1 繰上徴収し滞納者の財産について参加差押えをする場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産について参加差押えをする場合、地方税法第 14 条の 18 第 3 項の規定により譲渡担保財産について参加差押えをする場合、同法第 16 条の 4 第 1 項の規定により参加差押えをする場合又は滞納処分費のみについて参加差押えをする場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「裁決」を「決定」に改め、「なお、この審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。」を削ること。

第六十一号の二十二様式を次のように改める。

第61号の22様式(第31条関係)

公 売 通 知 書 第 号												
(滞納者)		様		年 月 日		福岡県 県税事務所長		印				
下記により差押財産を公売することとし、国税徴収法第96条第1項の規定の例により通知します。												
公 売 財 産	滞納者	住(居)所			氏名							
	名称・性質・所在・地上権等の内容・その他				数量	公売保証金	見積価格					
						円	円					
公 売 の 日 時 方 法	入札・せり売		年 月 日 午 ^前 時 分から () 午 ^前 時 分まで									
	開 札		年 月 日 午 ^前 時 分									
公 売 場 所												
売 却 決 定		日 時	年 月 日 午 ^前 時		場 所							
代 金 納 付 期 限		年 月 日 午 ^前 時 限										
買受人についての 資格その他の要件												
そ の 他												
公 売 に 係 る 徴 収 金	年 度	税 目	課税番号	年月分 調定事由連番	納期限	税 額	※ 延滞金額	加算金額	摘要			
						円	法律による金額 円	円				
							法律による金額					
							法律による金額					
							法律による金額					
	滞納処分費(法律による金額)					円						
本書作成の日までに徴収すべき金額					千	百	十	万	千	百	十	円

注 ※印の欄に掲げる金額は、この書類作成の日までのものです。

備考

- この通知書は、国税徴収法第96条第1項の規定の例により、滞納者に対して公売の通知をする場合に使用すること。
- 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十七号様式その一から第六十七号様式その三までを次のように改める。

第67号様式その1(第35条関係)

福岡県

県税事務所長 殿

市
町 長
村

第 年 月 日



年度 個人県民税の滞納状況報告書

1 現年課税分

(滞納繰越分5月決算市町村用)

Table with 4 main columns: 区分, (イ) 個人の県市町村民税の合算額, (ロ) 本年3月31日現在の県民税払い込みあん分率, (ハ) 本年度中の指定金融機関への払い込み済税額. Rows include ① 本年3月31日現在の調定額, ② 本年4月1日から同年5月31日までの間における調定減少額, ③ 差引調定額, ④ 本年度中の収入済額, ⑤ 還付未済額, ⑥ 本年度中の欠損額, 繰越額の内訳, and 収入額のうち指定金融機関への払い込み未済額.

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

Table with 2 columns: 件数, 県民税の額. Row 1: 法第15条の7第5項に該当するもの. Row 2: 件数, 県民税の額.

2 滞納繰越分

Table with 4 main columns: 区分, (a) 個人の県市町村民税の合算額, (b) 本年3月31日現在の県民税払い込みあん分率, (c) 前年6月1日から本年5月31日までの間における指定金融機関への払い込み済税額. Rows include ① 前年6月1日現在の滞納繰越分調定額, ② 前年6月1日から本年5月31日までの間における調定減少額, ③ 差引調定額, ④ 前年6月1日から本年5月31日までの間における収入額, ⑤ 還付未済額, ⑥ 上欄の期間における欠損額, 繰越額の内訳, and 収入額のうち指定金融機関への払い込み未済額.

滞納繰越分県民税の不納欠損処理の内訳

Table with 4 columns: 法第15条の7第4項に該当するもの, 法第15条の7第5項に該当するもの, 法第18条第1項に該当するもの (うち滞納処分執行停止期間中に5年の時効到来により消滅したもの). Rows include 件数, 県民税の額.

3 翌年度へ繰り越される額の合計

Table with 4 columns: 区分, 県市町村民税の合算額, 県民税額, 市町村民税額. Rows include 現年課税分, 滞納繰越分, 合計.

注 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。

第67号様式その2 (第35条関係)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 日
 市 町 長
 村

年度現年課税分個人県民税の滞納状況報告書 (滞納繰越分3月決算市町村用)

区 分		(イ) 個人の県市町村民税の合算額	(ロ) 本年3月31日現在の県民税払い込みあん分率	(ハ) 本年度中の指定金融機関への払い込み済税額
①	本年3月31日現在の調定額	円	%	円
②	本年4月1日から同年5月31日までの間における調定減少額		県民税の額 市町村民税の額	
③	差引調定額 ① - ②		(イ) 円	円
④	本年度中の収入済額		× (ニ)	
⑤	還付未済額		(ロ)	
⑥	本年度中の欠損額			
翌年度へ繰り越される額③ - (④ - ⑤) - ⑥		(ホ)	(ヘ) = (ホ) - (ト)	(ト)
繰越内額	徴収猶予の額	(イ)		摘要
	滞納処分執行停止の額	×		
	その他の	(ロ)		
収入額のうち指定金融機関への払い込み未済額		(ニ) - (ハ)		円

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第5項に該当するもの	
件数	県民税の額
件	円

○ 翌年度へ繰り越される額の合計

区 分	県市町村民税の合計額	県 民 税 額	市町村民税額
現年課税分	(ホ) 円	(ヘ) 円	(ト) 円
滞納繰越分	(エ)	(フ)	(グ)
合 計	(A)	(B)	(C)

注 1 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。
 2 翌年度に繰り越される額の合計の欄の滞納繰越分は、3月31日現在で作成した滞納状況報告書の数値を記入すること。

第67号様式その3 (第35条関係)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 日
市 町 長 印
村

年度滞納繰越分個人県民税の滞納状況報告書 (滞納繰越分3月決算市町村用)

区 分		(a) 個人の区市町村民税の合算額	(b) 本年3月31日現在の県民税払い込みあん分率	(c) 本年度中の指定金融機関への払い込み済税額
①	滞納繰越分当初調定額 <small>前年度の</small>	現年課税分 滞納繰越分 計 円	%	円
②	前年4月1日から本年3月31日までの間における調定減少額		県民税の額	市町村民税の額
③	差引調定額 ① - ②		(a) 円	円
④	本年度中の収入済額		× (d)	
⑤	還付未済額		(b)	
⑥	上欄の期間における欠損額			
翌年度へ繰り越すべき本年3月31日現在の滞納額③-(④-⑤)-⑥		(e)	(f) = (e) - (g)	(g)
繰越額の 内訳	徴収猶予の額		(a)	摘要
	滞納処分執行停止の額		×	
	その他の		(b)	
収入額のうち指定金融機関への払い込み未済額		(d) - (c)		円

滞納繰越分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第4項に該当するもの		法第15条の7第5項に該当するもの		法第18条第1項に該当するもの <small>うち滞納処分の執行停止期間中に5年の時効到来により消滅したもの</small>			
件数	県民税の額	件数	県民税の額	件数	県民税の額	件数	県民税の額
件	円	件	円	件	円	件	円

注 この報告書は、3月31日現在によって作成し、4月30日までに提出すること。

第七十二号の六様式を次のように改める。

第73号の6様式(第39条の5の2関係)

医療法人等の所得金額計算書		事業 年度	・ ・	から まで	法人名	
提 出 用	総 所 得 金 額 等				①	円
	土 地 等 の 譲 渡 所 得				②	
	総 所 得 金 額 (①-②)				③	
	医療業とその他の事業とを併せて 行っている場合の所得区分	医療業の所得金額 (③× $\frac{⑦}{⑦+⑧}$)			④	
		その他の事業の所得金額 (③-④)			⑤	
	所得金額の計算の基礎とする収入金額	社会保険医療分の収入金額(⑦の金額)			⑥	
		医療業の総収入金額(⑦の金額)			⑦	
		その他の事業収入金額(⑧の金額)			⑧	
	社会保険医療分の所得金額 (③× $\frac{⑥}{⑦}$ 又は④× $\frac{⑥}{⑦}$)				⑨	
	当 期 分 課 税 所 得 金 額 (①-⑨)				⑩	
	繰 越 欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 の 当 期 控 除 額				⑪	
	課 税 標 準 と な る 所 得 金 額 (⑩-⑪)				⑫	
社 会 保 険 医 療 分 の 収 入 金 額	健 康 保 険 法	円	そ の 他 の 収 入 金 額	労働者災害補償保険法収入	⑬	円
	国 民 健 康 保 険 法			自 費 診 療 収 入	⑭	
	高 齢 者 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 法 律			自 動 車 損 害 賠 償 責 任 保 険 等 の 収 入	⑮	
	船 員 保 険 法			健 康 診 断 ・ 予 防 注 射 等 受 託 医 療 収 入	⑯	
	国 家 公 務 員 共 済 組 合 法			⑬⑭⑮及び⑯以外の医療収入	⑰	
	防 衛 省 の 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 法 律			患 者 ・ 付 添 人 等 食 事 代 収 入	⑱	
	地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法			健 康 診 断 等 証 明 収 入	⑲	
	私 立 学 校 教 職 員 共 済 法			入 院 料 ・ ベ ッ ト 代 等 差 額 収 入	⑳	
	戦 傷 病 者 特 別 援 護 法			生 産 品 等 販 売 収 入	㉑	
	母 子 保 健 法			受 託 技 工 ・ 検 査 料 等 収 入	㉒	
	児 童 福 祉 法			嘱 託 収 入	㉓	
	原 子 爆 弾 被 爆 者 に 対 す る 援 護 に 関 す る 法 律			利 子 等 及 び 配 当 等 収 入	㉔	
	生 活 保 護 法			電 話 ・ 電 気 ・ ガ ス ・ 寝 具 等 使 用 料 収 入	㉕	
	中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律			不 用 品 売 却 収 入	㉖	
	精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律			取 得 価 格 を 超 え る 償 却 資 産 売 却 収 入	㉗	
	麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法			そ の 他 医 療 業 の 付 随 収 入	㉘	
	感 染 症 の 予 防 及 び 感 染 症 の 患 者 に 対 す る 医 療 に 関 す る 法 律			付 帯 事 業 収 入	㉙	
	心 神 喪 失 等 の 状 態 で 重 大 な 他 害 行 為 を 行 っ た 者 の 医 療 及 び 観 察 等 に 関 す る 法 律			介 護 保 険 法	⑳	
	介 護 保 険 法					
	障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律					
査 定 損 益 額						
			計	㉚		
			医療業の総収入金額 (⑦+㉚)	㉛		
		そ の 収 入 金 額				
計	㉜		計	㉝		

〔記載要領〕

1 この計算書は、地方税法(以下「法」という。)第72条の23第1項ただし書の適用を受ける医療法人等が、法人の事業税の確定申告書又は修正申告書を提出する場合に貸借対照表、損益計算書、収入金額明細書、法人税法施行規則別表4(写)に添えて提出してください。

ただし、次に該当する医療法人等は、この計算書を提出する必要はありません。

(1) 主たる事務所等が他の都道府県にある場合

(2) 法人税の申告において、租税特別措置法第67条(社会保険診療報酬の所得計算の特例)第1項の規定の適用を受ける場合

なお、この場合には、地方税法施行規則(以下「法規則」という。)第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の備考欄にその旨を記載するとともに、法人税の明細書別表十(六)の写しを提出してください。

(3) 社会保険診療分の所得とその他の所得を区分して計算している場合

なお、この場合には、その区分経理による所得金額についての明細書を提出してください。

2 ①の金額欄には、法規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の再仮計⑩の額を記載してください。

3 ②の金額欄には、土地(建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。)、建物等、法人税法第2条第23号に掲げる減価償却資産及び有価証券(以下「土地等」という。)の譲渡所得を記載してください。(ただし、医療業に係る土地等(例えば病院の土地、建物等や往診等で使用していた自動車等)の譲渡所得については②欄に記載せず、「その他の収入金額」欄に譲渡益若しくは売却益を記載してください。)

総所得金額等の計算上、益金又は損金として計算した土地等の譲渡益、売却益、譲渡損又は売却損の合計額(以下「土地等の譲渡益等」という。)がある場合は、土地等の譲渡に直接要した経費を控除した後の譲渡所得を記載してください。

また、土地等の譲渡益等には、法人税法第50条(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)又は租税特別措置法第3章第6節(資産の譲渡の場合の課税の特例)の各規定により損金に算入した部分の金額は、土地等の譲渡益等の計算をする上においてこれを控除します。つまり土地等の譲渡益等とは、圧縮後の金額をいいます。

なお、土地等の譲渡益等に係る経費は、次のものをいい固定資産税等土地等の維持管理に要した費用は含まれません。

(1) 土地等を譲渡するために直接要した仲介手数料、測量費、登記費用等

(2) 土地等を譲渡するために、その上にある家屋を取り壊す等の目的で借家人に支払った立退料

(3) 土地等を譲渡するためにその土地の上にある家屋、構築物等を取り壊した場合の除却費及び除却損

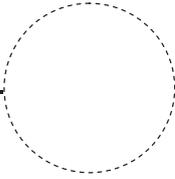
- 4 ⑪の金額には、法規則第6号様式別表9～11の添付を要する法人に限り、課税所得金額の前9年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。
- 5 社会保険診療分の収入金額欄には、法第72条の23第2項に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付について収入すべき次の金額を法律ごとに記載してください。
 - (1) 保険者から支払を受けるべき金額
 - (2) 被保険者が負担する一部負担金等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に相当する金額。）
- 6 ⑫の金額欄には、学校又は事務所等との契約に基づく健康診断、予防接種等の給付による収入すべき金額を記載してください。
- 7 ⑬の金額欄には、患者又は付添人等から収入すべき金額のうち、法第72条の23第2項に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外のものを記載してください。
- 8 ⑭の金額欄には、作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品を販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額を記載してください。
- 9 ⑮の金額欄には、受託医療収入以外で学校又は事業所等の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載してください。
- 10 ⑯の金額欄には、所得税法第174条（内国法人に係る所得税の課税標準）第1号に規定する利子等又は第2号に規定する配当等の額（所得税額控除前の金額）を記載してください。この場合、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額は含めません。
- 11 ⑰の金額欄には、償却資産の売却収入のうち取得価格を超える金額を記載してください。
- 12 ⑱の欄の「付帯事業収入」とは、医療業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので医療業の付帯事業として発生する収入金額をいいます。
- 13 「その他の事業の収入金額」の欄には、純売上高を記載してください。
- 14 医療業の総収入金額に含めないもの
 - (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
 - (2) 医療業に関係ない土地等の譲渡所得に係る収入金額（「土地等の譲渡所得」の欄②で区分計算を行うため）
 - (3) 従業員の社宅及び寮等使用料収入及び食事代収入
 - (4) 収入金額に計上した国税又は地方税の還付金又は充当金（還付加算金額を除く。）
 - (5) 償却資産を売却した場合の取得価格に相当する金額又は保険契約に係る解約返戻金若しくは満期返戻金のうち配当金を除く部分の金額
 - (6) 購入たな卸資産に係る仕入割戻し額として収入に計上した金額

第八十号の二様式中「(三)三〇〇〇〇〇〇〇〇」を削る。
第八十三号の三様式を次のように改める。

三〇〇〇〇〇〇〇〇

第八十三号の十三様式中「三〇〇〇〇〇〇〇〇」を「三〇〇〇〇〇〇〇〇」に改め、同様式を第八十三号の二十様式とし、第八十三号の十二様式を第八十三号の十九様式とし、第八十三号の十一様式を第八十三号の十八様式とし、第八十三号の十様式を第八十三号の十七様式とし、第八十三号の九様式を第八十三号の十六様式とし、同様式の前に次の二様式を加える。

第83号の15様式(第48条の2関係)

受付印 		課 税 番 号		課 税 年 度
.....年.....月.....日 福岡県 県税事務所長 殿	住 所			
	フリガナ	印		
	氏 名			
		電 話	—	—
<p>徴収猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の延滞金の軽減の特例の適用を受けるための届出書</p> <p>.....年.....月.....日贈与により取得した農地等に係る不動産取得税については、福岡県税条例付則第9条第1項の規定による徴収の猶予を受けておりますが、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき延滞金について、福岡県税条例施行規則第48条の2第15項の規定により、関係書類を添付して届け出ます。</p>				
農地等を譲渡した年月日	年.....月.....日		
農地等の譲渡先	所在地			
	名 称			
収用交換等により譲渡した農地等				
番号	所 在 場 所	地 目	面積	
1			m ²	
2			m ²	
3			m ²	
4			m ²	
5			m ²	
6			m ²	
7			m ²	
8			m ²	
9			m ²	
10			m ²	
(注) この届出書には、公共事業施行者の証明書等を添付してください。				

る。
第八十三号の八様式を第八十三号の十四様式とし、同様式の前に次の四様式を加え

第83号の10様式(第48条の2関係)

受付印 年.....月.....日 福岡県県税事務所長 殿	住所	課 税 番 号	課 税 年 度
	フリガナ	氏 名	印
		電 話	— —

一時的道路用地等としての貸付に関する承認申請書

一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付に関する承認について、福岡県税条例施行規則第48条の2第9項の規定により、次のとおり申請します。

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付を行った特例農地等に関する事項（明細は、付表のとおり）

2	上記特例農地等の貸付に関する事項			
①一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称	住所	名称	
	貸付期間	貸付を行った日	年 月 日	
	地上権等の登記の有無	貸付期限	年 月 日	
	貸貸料の金額		有 ・ 無	
			円 ・ 無償	

②一時的道路用地等に係る事業名、使用目的

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成 年 月 日までに自己等の農業の用に供する予定です。

承 認 ・ 却 下 通 知 書

第 号
年 月 日

様

福岡県 県税事務所長

上記の申請を承認(却下)します。
(却下の理由)

1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。
なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

注1 この申請書は、正副2通を提出すること。

注2 上記貸付期限の到来等により地上権等が消滅した後遅滞なく、当該受贈者が当該貸付農地等を農業の用に供する旨等を地上権等が消滅した日から2月を経過しても所轄県税事務所長に届け出ていない場合、地上権等の消滅した日から2月を経過する日に猶予期限が確定します。

一時的道路用地等としての貸付に関する承認申請書 (付表)

①贈与により特例農地等を取得した年月日	年 月 日
---------------------	-------

②一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等の明細					
番号	所在場所	地 目	貸付直前の 利用状況	面積	地上権等の 登記の有無
1				() m ² ----- m ²	有 ・ 無
2				() m ² ----- m ²	有 ・ 無
3				() m ² ----- m ²	有 ・ 無
4				() m ² ----- m ²	有 ・ 無
5				() m ² ----- m ²	有 ・ 無
合 計 面 積				() m ² ----- m ²	(/) m ²

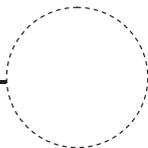
上記の土地に係る租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 34 項に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法施行規則第 23 条 7 第 24 項に規定する契約書の写し・・・(別添のとおり)

③承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付がある場合のその明細					
所 在 場 所			地 目	面 積	

※一筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、特例農地等の面積を上欄 () 内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

第83号の11様式(第48条の2関係)

受付印



課 税 番 号	課税年度

年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	住 所	
	フリガナ	
氏 名		印
電 話	—	—

一時的道路用地等としての貸付に関する継続貸付届出書

一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付に係る福岡県税条例施行規則第48条の2第9項の承認を引き続き受けたいので、同条第11項の規定により次のとおり届け出ます。

1	贈与により特例農地等を取得した年月日	年 月 日
---	--------------------	-------

2	一時的道路用地等としての貸付に関する承認等に関する事項	
(1)	承認申請書の提出年月日	年 月 日
(2)	(1) 承認申請に対する承認年月日	年 月 日

3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付を行った貸付先等に関する事項	
(1) 貸付先 (事業施行者)の名称等	(住所)	
	(名称)	
(2) 貸付期間	貸付を行った日	年 月 日
	貸付期限	年 月 日
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	
	使用目的	

(注) 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、県税事務所にお尋ねください。

4	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細				
番号	所在場所	地目	貸付直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				() m ²	有・無
				m ²	
2				() m ²	有・無
				m ²	
3				() m ²	有・無
				m ²	

一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する施行事業者の書類・・・(別添のとおり)

※一筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、特例農地等の面積を上欄()内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

第83号の12様式(第48条の2関係)

<p style="text-align: center;">受付印</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">_____年_____月_____日</p> <p>福岡県 _____ 県税事務所長 殿</p>		課 税 番 号		課 税 年 度
<p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">フリガナ</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>		印		

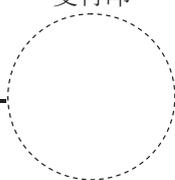
		電 話 — —		
<p>営農困難時貸付けに関する届出書</p> <p>不動産取得税の徴収猶予の適用に係る営農困難時貸付けに関する届出について、福岡県税条例施行規則第48条の2第12項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>				
<p>1 特定農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項</p>				
<p>特定農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日</p>		<p>_____年 _____月 _____日</p>		
<p>特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。（該当する番号を○で囲んでください。）</p> <p>(1) 障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。</p> <p>(2) 身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。</p> <p>(3) 要介護区分五の要介護認定を受けました。</p> <p>(4) その他 (_____)</p>				
<p>2 営農困難時貸付けに関する事項</p>				
借り受けた者	住所または所在地			
	氏名又は名称			
<p>営農困難時貸付けを行った年月日</p>		<p>_____年 _____月 _____日</p>		
<p>地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間</p>		<p>自： _____年 _____月 _____日</p>		
		<p>至： _____年 _____月 _____日</p>		
<p>上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。</p>				
<p>上記の営農困難時貸付けは、次の貸付により行いました。（該当する番号を○で囲んでください。なお、不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている人が(1)から(3)までに掲げる貸付を行った場合には、その貸付は特定貸付となりますので、この届出書ではなく「特定貸付に関する届出書（第83号の13様式）」により届け出を行ってください。）</p> <p>(1) 農地保有合理化学業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付</p> <p>(2) 農地利用集積円滑化学業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付</p> <p>(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる貸付以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付</p>				

営農困難時貸付けに関する届出書 付表

営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、次のとおりです。

番号	所 在 場 所	地目	面積
1			m ²
2			m ²
3			m ²
4			m ²
5			m ²
6			m ²
7			m ²
8			m ²
9			m ²
10			m ²
11			m ²
12			m ²
13			m ²
14			m ²
15			m ²

第83号の13様式(第48条の2関係)

受付印 年.....月.....日 福岡県 県税事務所長 殿	住 所	課 税 番 号	課 税 年 度
	フリガナ	氏 名	印 
		電 話	— —

特定貸付けに関する届出書

.....年.....月.....日贈与により取得した農地等に係る不動産取得税については、福岡県税条例付則第9条第1項の規定による徴収の猶予を受けておりますが、当該農地等について農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業、又は農用地利用集積計画の定めるところによる特定貸付けを行いましたので、福岡県税条例施行規則第48条の2第13項の規定により次のとおり届け出ます。

1 特定貸付に関する事項

借り受けた者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
特定貸付を行った年月日	年.....月.....日
地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間		自：.....年.....月.....日
		至：.....年.....月.....日

2 上記の者へ特定貸付を行った農地等の明細は、以下のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

- (1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

番号	所 在 場 所	地目	面積
1			m ²
2			m ²
3			m ²
4			m ²
5			m ²

第八十三号の七様式を第八十三号の九様式とし、第八十三号の六様式を第八十三号の八様式とし、第八十三号の五様式の次に次の二様式を加える。

第83号の6様式(第48条の2関係)

受付印 		課 税 番 号		課 税 年 度	
_____年_____月_____日 福岡県 _____ 県税事務所長 殿		住 所 フ リ ガ ナ 氏 名	印 		
農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書					
_____年 _____月 _____日贈与により取得した農地等に係る不動産取得税については、福岡県税条例付則第9条第1項の規定による徴収の猶予を受けておりますが、当該農地等について農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けましたので、福岡県税条例施行規則第48条の2第4項の規定により、次のとおり届け出ます。					
贈与者	住所		氏名		
受贈者が農地等を取得した年月日			_____年 _____月 _____日		
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日		_____年 _____月 _____日		
	公告番号				
	賃借権等の存続期間 (始期～終期)		_____年 _____月 _____日～ _____年 _____月 _____日		
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合 (計算の明細) (注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。			(借受代替農地等の合計面積) (別紙の②) $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} = \text{\%} \geq 80\%$ (貸付特例適用農地等の合計面積) (小数点以下切捨) (別紙の①)		

注 この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
- 2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
- 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第8条第1項に規定する農地保有合理化法人である場合には、当該農地保有合理化法人から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用集積計画の写し

別紙

貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等

貸付特例適用農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			借受者の氏名	借受者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類		
1				[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借		
2				[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借		
3				[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借		
4				[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借		
貸付特例適用農地等の合計面積					① m ² () m ²

(注) 1 貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の()内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。

2 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地保有合理化法人である場合には、「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄の[]内に当該農地保有合理化法人から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方の氏名及び住所を記載してください。

借受代替農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類	公告年月日	賃借権等の存続期間
1			 ~ . .
		m ²	使用貸借・賃貸借		
2			 ~ . .
		m ²	使用貸借・賃貸借		
3			 ~ . .
		m ²	使用貸借・賃貸借		
4			 ~ . .
		m ²	使用貸借・賃貸借		
借受代替農地等の合計面積					② m ²

(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

第83号の7様式(第48条の2関係)

受付印 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">課 税 番 号</td> <td style="width: 20%;">課 税 年 度</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"> </td> <td> </td> </tr> </table>	課 税 番 号	課 税 年 度							
課 税 番 号	課 税 年 度									
_____年____月____日 福岡県 _____県税事務所長 殿	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td style="width: 20%;">電 話</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">— —</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 印 </div>	住 所			フリガナ			氏 名	電 話	— —
住 所										
フリガナ										
氏 名	電 話	— —								
貸付特例適用農地等に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書 貸付特例適用農地等に係る不動産取得税の徴収猶予の適用を引き続いて受けたいので、賃借権等の設定に関する事項等について、福岡県税条例施行規則第48条の2第5項の規定により届け出ます。										
農地等の贈与を受けた年月日	_____年 _____月 _____日									
1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等										
番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況（作物名等）	面 積	農地等として利用されている部分						
1		田・畑・採草放牧地・その他（ ） （作物名）	㎡	全部・一部・未利用						
2		田・畑・採草放牧地・その他（ ） （作物名）	㎡	全部・一部・未利用						
3		田・畑・採草放牧地・その他（ ） （作物名）	㎡	全部・一部・未利用						
貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計・・・① _____㎡										
2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等										
番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況（作物名等）	面 積	農地等として利用されている部分						
1		田・畑・採草放牧地・その他（ ） （作物名）	㎡	全部・一部・未利用						
2		田・畑・採草放牧地・その他（ ） （作物名）	㎡	全部・一部・未利用						
3		田・畑・採草放牧地・その他（ ） （作物名）	㎡	全部・一部・未利用						
農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計・・・② _____㎡										
（注）ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には、現に農業の用に供されていない部分は除かれますのでご注意ください。										
3 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書（注）借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。										
借受代替農地等の合計面積（上記②） _____㎡ / 貸付特例適用農地等の合計面積（上記①） _____㎡ = _____ % (≥80%) （小数点以下切捨）										

（注）上記 1 及び 2 について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

第百四十三号様式から第百五十一号様式までを次のように改める。

第 1 4 3 号様式 (第 92 条関係)

(第 1 紙)

県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿の電磁的記録等による
保存等の承認申請書

帳簿

<p style="text-align: center;">受 付 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>福岡県 _____ 県税事務所長 殿</p>	※整理番号	
	申請者	(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合)</small> 主たる事務所又は事業所の所在地 (電話番号 - -)
	申請者	(フリガナ) 名称 (屋号)
	申請者	(フリガナ) 氏 名 <small>(法人の場合)</small> 代表者氏名 (フリガナ) <small>(法人の場合)</small> 代表者住所 (電話番号 - -)

福岡県税条例第 1 0 9 条
 (地方税法第 7 4 8 条第 1 項) の承認を受けたいので、 同条例第 1 1 1 条第 1 項 の規定により申請します。
 福岡県税条例第 1 1 0 条第 1 項 (同法第 7 5 0 条第 1 項)
 (地方税法第 7 4 9 条第 1 項)

1 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿の種類、備付けを開始する日、保存場所、国税関係申請状況等

帳簿の種類		備付け開始日	保存方法	保存場所	国税関係申請状況
税目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署

※処理欄	整理簿	同時提出申請書	回付先
	(摘要)		

※印の欄は、記入する必要はありません。
 (1 / 4)

(第 1 紙の裏)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所 在 地			
3 設立の日（新たに設立された法人が条例第 1 1 1 条第 1 項（法第 7 5 0 条第 1 項）ただし書の規定を適用しようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対象となった帳簿の種類		届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法
	税 目	名称・作成事務所等			
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
5 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカ一名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカ一名	商 品 名 等	所 有 者 名 等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

(第 2 紙)

7 施行規則に定める要件を満たすためにとろうとする措置

《注意事項》

- 1 条例第 1 0 9 条（法第 7 4 8 条第 1 項）の承認（電磁的記録による備付け及び保存の承認）を受けようとする場合は、(1)から(6)までに掲げる事項について記載する必要があります。
- 2 条例第 1 1 0 条第 1 項（法第 7 4 9 条第 1 項）の承認（電磁的記録による備付け及びCOMによる保存の承認）を受けようとする場合は、(1)から(11)までに掲げる事項について記載する必要があります。

電
磁
的
記
録
に
よ
る
保
存
等
・
C
O
M
に
よ
る
保
存
に
共
通
の
措
置

- (1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 1 号イ関係）
 - データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。
 - データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。
 - 上記以外の方法による。

※ 該当する場合のみ記載してください。

- ただし、入力日から〔 〕日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程等でこの旨を定める）。

- (2) 追加入力した事実の確認に関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 1 号ロ関係）
 - 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。
 - 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔一連番号、伝票番号、その他（ 〕〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。
 - 上記以外の方法による。

- (3) 県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 2 号関係）
 - 〔一連番号、伝票番号、その他（ 〕〕により帳簿間の関連性を確認することができるようにする。
 - 上記以外の方法による。

- (4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 3 号関係）
 - 次の名称の書類を備え付ける。
 - ① システムの概要を記載した書類
 - ② システムの開発に際して作成した書類
 - ③ システムの操作説明書
 - ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

- (5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 4 号関係）
 - 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。
 - 上記以外の方法による。

(第 2 紙の裏)

電 磁 的 記 録 に よ る 保 存 に 共 通 の 措 置	<p>(6) 検索機能の確保に関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 5 号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 記録項目を検索の条件として設定することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="text-align: center;">主 な 帳 簿 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/>取引年月日 <input type="checkbox"/>勘定科目 <input type="checkbox"/>取引金額 <input type="checkbox"/> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 2以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。</p>	検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 名	<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 名										
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>											
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>											
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>											
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>											
C O M に よ る 保 存 に 関 する 措 置	<p>(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 1 号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p><input type="checkbox"/> ①保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。</p>										
に よ る 保 存 に 関 する 措 置	<p>(8) COMの索引簿の備付けに関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 2 号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。</p> <p><input type="checkbox"/> 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; margin: 5px 0;"></div>										
に 関 する 措 置	<p>(9) COMの索引の出力に関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 3 号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。</p>										
に 関 する 措 置	<p>(10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 4 号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; margin: 5px 0;"></div>										
に 関 する 措 置	<p>(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 5 号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; margin: 5px 0;"></div>										
<p>8 その他参考となる事項</p>											

添 付 書 類	<p>1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類</p> <p>2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）</p> <p>3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類</p>
------------------	--

(第 3 紙)

「県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿の電磁的記録等による
保存等の承認申請書〔帳簿〕」の記載要領等

この申請書用紙は、県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存に必要な条例第 109 条又は第 110 条第 1 項の県税事務所長の承認（法人県民税関係帳簿の電磁的記録等による保存等については法第 748 条第 1 項又は第 749 条第 1 項の県税事務所長の承認）を受けようとする場合に使用してください。

なお、次の承認を受けようとするときには、これとは別様式の申請書用紙を使用してください。

- ① 法人県民税関係書類の電磁的記録又は COM による保存をしようとする場合の承認（法第 748 条第 2 項又は法第 749 条第 2 項の承認）
- ② 法人県民税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存をしようとする場合の承認（法第 748 条第 3 項の承認）
- ③ 電磁的記録による保存等の承認（条例第 109 条（法第 748 条第 1 項）又は法第 748 条第 2 項の承認）を受けている県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類について COM による保存に代えようとする場合の承認（条例第 110 条第 2 項（法第 749 条第 3 項）の承認）

1 申請期限等

(1) 申請期限

承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）の備付けを開始する日（承認を受けようとする帳簿が 2 以上ある場合で、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日）の 3 月前の日までに、県税事務所に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1 部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を 1 部添付してください。

なお、複数の申請書（他の種類の申請書を含みます。）を提出する際に重複する添付書類については、いずれかの申請書に 1 部添付してください。

- ① 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ② 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ③ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となる書類

（注）1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、①の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、②の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領

(1) 本文

電磁的記録による保存をしようとする場合は「福岡県税条例第 109 条（地方税法第 748 条第 1 項）」の文字を、COM による保存をしようとする場合は「第 110 条第 1 項（地方税法第 749 条第 1 項）」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

- (2) 「1 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿の種類、備付けを開始する日、保存場所、国税関係申請状況等」の各欄

イ 「帳簿の種類」欄

① 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

② 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿の名称（名称による記載ができない場合は、保存義務等を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

（記載例） 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳

2 仕訳帳（本店及び○○支店）、△△支店の売掛金元帳

ロ 「備付け開始日」欄には、承認を受けようとする帳簿の備付けを開始する日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COM による保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

ニ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ホ 「国税関係申請状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存を未だ申請していない場合は「未」の文字を、申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、申請を行った税務署名を記載してください。

(第3紙の裏)

- (3) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が福岡県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。
 なお、軽油引取税の製造等に係る申請については、記載の必要はありません。
- (4) 「4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿の種類及びその年月日」の各欄については、該当する文字を○で囲むとともに、「対象となった帳簿の種類」欄は(2)イの要領で記載してください。
- (5) 「5 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄
 イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
 なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載してください。
 ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。
 ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
 ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。
 なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (6) 「6 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄
 イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
 なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
 ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
 ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
 ニ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (7) 「7 施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置」の各欄
 イ 共通の記載方法
 ① 申請者がとらうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
 ② [] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
 ロ 個別の記載方法
 ① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間（日数）をかっこ内に記載してください。
 ② 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載してください。
 ③ 「(3) 県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し又は記載してください。
 ④ 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
 ⑤ 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿名を記載してください。
 なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿名をまとめて記載してください。
- (8) 「8 その他参考となる事項」欄には、例えば、課税期間の定めのある帳簿について、課税期間の初日以外の日を備付けを開始する日とする場合には、その日を備付けを開始する日とする理由を次のように記載してください。
 (記載例) 平成〇年〇月〇日に開業する予定のため
 また、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存を申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）において、当該国税関係の申請書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。

第 1 4 4 号 様 式 (第 93 条 関 係)

(第 1 紙)

法人 県 民 税 関 係 書 類 の 電 磁 的 記 録 等 に よ る 保 存 の 承 認 申 請 書

書 類

受 付 印 ○ 年 月 日 福岡県 _____ 県 税 事 務 所 長 殿	申 請 者	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 <small>(法人の場合)</small> <small>主たる事務所又は事業所の所在地</small>	(電話番号 - -)
		(フリガナ) 名 称 (屋 号)	
		(フリガナ) 氏 名 <small>(法人の場合)</small> 代 表 者 氏 名	①
		(フリガナ) <small>(法人の場合)</small> 代 表 者 住 所	(電話番号 - -)

地方税法第 7 4 8 条 第 2 項 の承認を受けたいので、同法第 7 5 0 条 第 2 項 の規定により申請します。
 地方税法第 7 4 9 条 第 2 項

1 承認を受けようとする法人県民税関係書類の種類、書類の保存に代える日、保存場所、国税関係申請状況等

書 類 の 種 類		書類の保存に代える日	保 存 方 法	保 存 場 所	国 税 関 係 申 請 状 況
税 目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等				
		年 月 日	電 磁 的 記 録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電 磁 的 記 録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電 磁 的 記 録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電 磁 的 記 録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電 磁 的 記 録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電 磁 的 記 録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電 磁 的 記 録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電 磁 的 記 録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電 磁 的 記 録 C O M		未・済 税務署

※ 処 理 欄	整 理 簿	同 時 提 出 申 請 書	回 付 先
	(摘 要)		

※ 印の欄は、記入する必要はありません。
 (1 / 4)

(第 1 紙の裏)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所 在 地			
3 設立の日 (新たに設立された法人が法第 7 5 0 条第 2 項ただし書の規定を適用しようとする場合)					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた法人県民税関係書類の種類及びその年月日 (この申請に係る法人県民税関係書類について、電磁的記録等による保存の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合)					
区 分	対象となった書類の種類		届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法
	税 目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等			
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
5 承認を受けようとする法人県民税関係書類の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカ名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする法人県民税関係書類の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカ名	商 品 名 等	所 有 者 名 等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

(第 2 紙)

7 施行規則に定める要件を満たすためにとろうとする措置

《注意事項》

- 1 法第 7 4 8 条第 2 項の承認（電磁的記録による保存の承認）を受けようとする場合は、(1) から(3)までに掲げる事項について記載する必要があります。
- 2 法第 7 4 9 条第 2 項の承認（COMによる保存の承認）を受けようとする場合は、(1)及び(4)から(8)までに掲げる事項について記載する必要があります。

電磁的記録による保存に共通の措置

- (1) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 3 号関係）
- 次の名称の書類を備え付ける。
 - ① システムの概要を記載した書類
 - ② システムの開発に際して作成した書類
 - ③ システムの操作説明書
 - ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類

電磁的記録による保存の一部にも該当する措置

- (2) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 4 号関係）
- 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。
 - 上記以外の方法による。

- (3) 検索機能の確保に関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 5 号、第 2 5 条第 2 項関係）

- 記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主 な 書 類 名
<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- 日付けに係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

COMによる保存に固有の措置

- (4) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 1 号関係）
- COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。
 - ①保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。
- (5) COMの索引簿の備付けに関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 2 号、第 2 6 条第 2 項関係）
- 書類の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。
 - 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。
 - 上記以外の方法による。

(第 2 紙の裏)

C O M に よ る 保 存 に 固 有 の 措 置	(6) COMの索引の出力に関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 3 号関係） <input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。
	(7) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 4 号関係） <input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
	(8) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 5 号関係） ※ 次の措置をとろうとする場合は、上記(2)又は(3)についても記載してください。 <input type="checkbox"/> 上記(2)及び(3)の措置をとって電磁的記録を保存する。 <input type="checkbox"/> 上記(3)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
8 その他参考となる事項	

添 付 書 類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------------------	---

(第3紙)

「法人県民税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書〔書類〕」の記載要領等

この申請書用紙は、法人県民税関係書類の電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存に必要な法第748条第2項又は第749条第2項の県税事務所長の承認を受けようとする場合に使用してください。

なお、次の承認を受けようとするときには、これとは別様式の申請書用紙を使用してください。

- ① 県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又はCOMによる保存をしようとする場合の承認（条例第109条（法第748条第1項）又は条例第110条第1項（法第749条第1項）の承認）
- ② 法人県民税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存をしようとする場合の承認（法第748条第3項の承認）
- ③ 電磁的記録による保存等の承認（条例第109条（法第748条第1項）又は法第748条第2項の承認）を受けている県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類についてCOMによる保存に代えようとする場合の承認（条例第110条第2項（法第749条第3項）の承認）

1 申請期限等

(1) 申請期限

承認を受けようとする法人県民税関係書類（以下「書類」といいます。）の電磁的記録又はCOMの保存をもって書類の保存に代える日（承認を受けようとする書類が2以上ある場合で、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日）の3月前の日までに、県税事務所長に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を1部添付してください。

なお、複数の申請書（他の種類の申請書を含みます。）を提出する際に重複する添付書類については、いずれかの申請書に1部添付してください。

- ① 承認を受けようとする書類の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ② 承認を受けようとする書類の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類

③ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となる書類

（注）1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、①の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、②の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領

(1) 本文

電磁的記録による保存をしようとする場合は「地方税法第748条第2項」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「地方税法第749条第2項」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

(2) 「1 承認を受けようとする法人県民税関係書類の種類、書類の保存に代える日、保存場所、国税関係申請状況等」の各欄

イ 「書類の種類」欄

① 「税目」欄には、承認を受けようとする書類の保存義務が課せられている税目を、「法人県民税」のように記載してください。

② 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに書類を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事業所等が明らかとなるように記載してください。

（記載例）1 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し

2 注文書の写し（本店及び○○支店）、△△支店の領収書の写し

ロ 「書類の保存に代える日」欄には、承認を受けようとする書類の電磁的記録又はCOMの保存をもって書類の保存に代える日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

ニ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする書類に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

(第 3 紙の裏)

- ホ 「国税関係申請状況」欄は、国税関係書類を兼ねる書類について、電磁的記録等による保存を未だ申請していない場合は「未」の文字を、申請している場合（同時に申請する場合も含まれます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、申請を行った税務署名を記載してください。
- (3) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が福岡県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。
- (4) 「4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた法人県民税関係書類の種類及びその年月日」の各欄については、該当する文字を○で囲むとともに、「対象となった書類の種類」欄は(2)イの要領で記載してください。
- (5) 「5 承認を受けようとする法人県民税関係書類の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄
- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
 なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載してください。
- ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。
- ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
- ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。
 なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (6) 「6 承認を受けようとする法人県民税関係書類の作成に使用するプログラムの概要」の各欄
- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
 なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
- ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
- ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
- ニ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (7) 「7 施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置」の各欄
- イ 共通の記載方法
- ① 申請者がとらうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
- ② [] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
- ロ 個別の記載方法
- ① 「(1) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
- ② 「(3) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な書類名を記載してください。
 なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類名をまとめて記載してください。
- (8) 「8 その他参考となる事項」欄には、この申請書の内容に関して参考となる事項を記載してください。
 また、国税関係書類を兼ねる書類について、電磁的記録等による保存を申請している場合（同時に申請する場合も含まれます。）において、当該国税関係の申請書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。

第 1 4 4 号の 2 様式 (第 93 条関係)

(第 1 紙)

法人県民税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書

スキャナ

<p style="text-align: center;">受 付 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>福岡県</p> <p>_____ 県税事務所長 殿</p>	申 請 者	(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地</small>	(電話番号 - -)
		(フリガナ) 名称 (屋号)	
		(フリガナ) 氏 名 <small>(法人の場合)</small>	㊟
		(フリガナ) <small>(法人の場合)</small> 代 表 者 住 所	(電話番号 - -)

※整理番号	
-------	--

地方税法第 7 4 8 条第 3 項の承認を受けたいので、同法第 7 5 0 条第 2 項の規定により申請します。

1 承認を受けようとする法人県民税関係書類の種類、書類の保存に代える日、保存場所、国税関係申請状況等

税目	書類の種類		書類の保存 に代える日	保存場所	入 力 方 式	法第 7 4 8 条第 1 項 法第 7 4 9 条第 1 項 の帳簿備付	関連 帳簿	国税関係 申請状況
	名称・作成 事務所等	ファイル 形式						
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署

※ 処 理 欄	整 理 簿	同 時 提 出 申 請 書	回 付 先
	(摘 要)		

※印の欄は、記入する必要はありません。

(第 1 紙の裏)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所

都道府県名	所 在 地

3 設立の日（新たに設立された法人が、法第 7 5 0 条第 2 項ただし書の規定を適用しようとする場合）

年	月	日
---	---	---

4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた法人県民税関係書類の種類及びその年月日（この申請に係る法人県民税関係書類について、電磁的記録等による保存の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）

区 分	対 象 と な っ た 書 類 の 種 類		届出書の提出 通知書の受理	年 月 日
	税 目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等		
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	

5 承認を受けようとする法人県民税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要

区 分	メ ー カ ー 名	機 種 名	台 数	運 用 形 態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	

(第 2 紙)

6 施行規則に定める要件を満たすためにとろうとする措置

(1) スキャナの基準 (施行規則第 2 5 条第 4 項、第 2 5 条第 5 項第 2 号イ関係)

- 解像度が 1 ミリメートル当たり 8 ドット (2 0 0 dpi) 以上で読み取るものである。
- 赤色、緑色及び青色の階調が各々 2 5 6 階調以上で読み取るものである。

(2) 電子署名の付与に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 5 項第 2 号ロ関係)

認 証 局 の 名 称	電 子 署 名 の 種 類 等
	<input type="checkbox"/> 電子署名及び認証業務に関する法律第 4 条第 1 項の認定を受けた者によって同法第 2 条第 3 項の認証業務が行われる同条第 1 項に規定する電子署名である。 <input type="checkbox"/> 商業登記法第 1 2 条の 2 第 1 項第 1 号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。
	<input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。
	<input type="checkbox"/> 電子署名及び認証業務に関する法律第 4 条第 1 項の認定を受けた者によって同法第 2 条第 3 項の認証業務が行われる同条第 1 項に規定する電子署名である。 <input type="checkbox"/> 商業登記法第 1 2 条の 2 第 1 項第 1 号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。
	<input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。

(3) タイムスタンプの付与に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 5 項第 2 号ハ関係)

事 業 者 の 名 称	タ イ ム ス タ ン プ の 種 類 等
	<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて地方税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。
	<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて地方税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。

(4) 法人県民税関係書類をスキャナで読み取った際の情報の保存に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 5 項第 2 号ニ関係)

- 法人県民税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び書類の大きさに関する情報を保存し確認することができる。

(5) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要 (施行規則第 2 5 条第 5 項第 2 号ホ関係)

- 記録事項について訂正を行った場合には、訂正のすべての履歴が必ず確認できる。
- 記録事項について削除を行った場合には、訂正のすべての履歴を含む削除前の内容を必ず確認できる。

区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

(6) 法人県民税関係書類に係る電磁的記録と法人県民税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 5 項第 3 号関係)

- [一連番号、伝票番号、その他 ()] により法人県民税関係書類と法人県民税関係帳簿との関連性を確認することができるようにする。
- 上記以外の方法による。

[]

(第 2 紙の裏)

(7) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 5 項第 4 号関係)

- 電磁的記録の保存をする場所以出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が 3 5 センチメートル (1 4 インチ) 以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタを備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、当該電磁記録と同等な状態で速やかに出力することができる。
- カラーディスプレイの画面及び書面に、4 ポイントの大きさの文字を認識することができるように入力されており、出力することができる。

(8) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置 (施行規則第 2 5 条第 1 項第 3 号、第 2 5 条第 5 項第 5 号関係)

- 次の書類を備え付ける。
 - 〈システムの概要を記載した書類〉
 - システム全体 スキャナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 その他 ()
 - 〈システムの開発に際して作成した書類〉
 - システム全体 スキャナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 その他 ()
 - 〈システムの操作説明書〉
 - システム全体 スキャナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 電子署名 タイムスタンプ その他 ()
 - 〈電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類 (又は処理委託契約書) 及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類〉
 - 電子計算機処理 電磁的記録の保存 その他 ()
契約書 (電子署名 タイムスタンプ)

(9) 検索機能の確保に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 1 項第 5 号、第 2 5 条第 5 項 5 号関係)

- 記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 書 類 名
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/> 取引先名称 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

- 日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。
- 2 以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

(10) 知事が定める書類について適時に電磁的記録に記録する場合の措置 (施行規則第 2 5 条第 6 項関係)

- 第 2 5 条第 6 項に定める電磁的記録の保存を行う場合には、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類 (責任者が定められているものに限る。) を備え付ける。

7 その他参考となる事項

(注) 法第 7 4 8 条第 3 項の承認を受けた法人県民税関係書類については、全てスキャナ保存をする必要があります。

添 付 書 類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し) 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------------------	--

(4 / 4)

(第 3 紙)

「法人県民税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書 **スキャナ**」の記載要領等

この申請書用紙は、法人県民税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存に必要な法第 748 条第 3 項の県税事務所長の承認を受けようとする場合に使用してください。

なお、次の承認を受けようとするときには、これとは別様式の申請書用紙を使用してください。

- ① 県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存をしようとする場合の承認（条例第 109 条（法第 748 条第 1 項）又は条例第 110 条第 1 項（法第 749 条第 1 項）の承認）
- ② 法人県民税関係書類の電磁的記録又は COM による保存をしようとする場合の承認（法第 748 条第 2 項又は法第 749 条第 2 項の承認）
- ③ 電磁的記録による保存等の承認（条例第 109 条（法第 748 条第 1 項）又は法第 748 条第 2 項の承認）を受けている県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類について COM による保存に代えようとする場合の承認（条例第 110 条第 2 項（法第 749 条第 3 項）の承認）

1 申請期限等

(1) 申請期限

承認を受けようとする法人県民税関係書類（以下「書類」といいます。）の電磁的記録の保存をもって書類の保存に代える日（承認を受けようとする書類が 2 以上ある場合で、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日）の 3 月前（平成 18 年 3 月 31 日までの間においては 5 月前）の日までに、県税事務所長に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1 部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を 1 部添付してください。

なお、複数の申請書（他の種類の申請書を含みます。）を提出する際に重複する添付書類については、いずれかの申請書に 1 部添付してください。

- ① 承認を受けようとする書類の保存を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ② 承認を受けようとする書類の保存を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ③ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となる書類

（注）1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、①の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、②の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領

(1) 「1 承認を受けようとする法人県民税関係書類の種類、書類の保存に代える日、保存場所、国税関係申請状況等」の各欄

イ 「書類の種類」欄

(イ) 「税目」欄には、承認を受けようとする書類の保存義務等が課せられている税目を、「法人県民税」のように記載してください。

(ロ) 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに書類を保存している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

- （記載例）
- 1 注文書、納品書、見積書、請求書
 - 2 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書
 - 3 注文書の写し、納品書の写し、見積書の写し、請求書の写し
 - 4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書の写し

(ハ) 「ファイル形式」欄は、例えば PDF、JPEG、TIF などのファイル形式を記載してください。

ロ 「書類の保存に代える日」欄には、承認を受けようとする書類の電磁的記録の保存をもって書類の保存に代える日を記載してください。

ハ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする書類に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ニ 「入力方式」欄には、承認を受けようとする書類の種類ごとに採用する入力方式の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

ホ 「法第 748 条第 1 項、法第 749 条第 1 項の帳簿備付」欄は、それぞれの承認を受けようとする書類に対応する帳簿が法第 748 条第 1 項又は法第 749 条第 1 項の承認を受けているものであり、その備付けの有無により「有」又は「無」を○で囲んでください。

ヘ 「関連帳簿」欄には、承認を受けようとする書類との関連づけを行う帳簿の名称を記載してください。例えば請求書の場合買掛帳、納品書の写しの場合売掛帳等と記載してください。

(第 3 紙の裏)

- ト 「国税関係申請状況」欄は、国税関係書類を兼ねる書類について、電磁的記録によるスキャナ保存を未だ申請していない場合は「未」の文字を、申請している場合（同時に申請する場合も含まれます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、申請を行った税務署名を記載してください。
- (2) 「4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた法人県民税関係書類の種類及びその年月日」の各欄については、該当する文字を○で囲むとともに、「対象となった書類の種類」欄は(1)イの要領で記載してください。
- (3) 「5 承認を受けようとする法人県民税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要」の各欄
- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載してください。
- ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。
- ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
- ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。
なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (4) 「6 施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置」の各欄
- イ 共通の記載方法
- (イ) 申請者がとらうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
- (ロ) [] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
- ロ 個別の記載方法
- (イ) 「(2) 電子署名の付与に関する措置」欄には、電子署名及び認証業務に関する法律における特定認証業務の認定を受けた認証局又は商業登記認証局の名称を記載してください。
- (ロ) 「(3) タイムスタンプの付与に関する措置」欄には、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務を行う事業者名を記載してください。
- (ハ) 「(5) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要」の各欄
- ① 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
- ② 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
- ③ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
- ④ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (ニ) 「(6) 法人県民税関係書類に係る電磁的記録と法人県民税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、書類と帳簿に一連番号や伝票番号を付すなどして関連性をもたせる方法のほか、他の書類を確認すること等によって帳簿との関連性が確認できるなど、他の方法による場合は上記以外の方法へ記載してください。
- (ホ) 「(8) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用するときは、システムの概要を記載した書類及びシステムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
なお、「訂正削除管理機能」とは、承認申請書 6 (5) に記載した電子計算機処理システムをいいます。
- (ハ) 「(9) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な書類名を記載してください。
なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類名をまとめて記載してください。
- (5) 「7 その他参考となる事項」欄には、この申請書の内容に関して参考となる事項を記載してください。
また、国税関係書類を兼ねる書類について、電磁的記録によるスキャナ保存を申請している場合（同時に申請する場合も含まれます。）において、当該国税関係の申請書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。

第 1 4 5 号様式 (第 94 条関係)

(第 1 紙)

県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類に係る電磁的記録の
電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

中途

受 付 印 年 月 日 福岡県 _____ 県税事務所長 殿		※整理番号	
		(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地	(電話番号 - -)
		(フリガナ) 名称 (屋号)	
		(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代表者氏名	Ⓜ
		(フリガナ) 代表者住所 (法人の場合)	(電話番号 - -)

福岡県税条例第 1 1 0 条第 2 項 (地方税法第 7 4 9 条第 3 項) の承認を受けたいので、同条例第 1 1 1 条第 1 項 (法第 7 5 0 条第 1 項) ・法第 7 5 0 条第 2 項の規定により申請します。

1 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の種類、電磁的記録の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況

帳簿書類の種類		電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)	保 存 場 所	国税関係 申請状況
税 目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等			
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署

※処理欄	整理簿	同時提出申請書	回 付 先
	(摘要)		

※印の欄は、記入する必要はありません。
(1 / 4)

(第 1 紙の裏)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所 在 地			
3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の種類及びその年月日（この申請に係る県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対象となった帳簿書類の種類		届出書の提出年月日		対象となった保存方法
	税 目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等	通知書の受理		
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間					
① 保存期間のうち保存期間の初日から（ ）が経過した日以後の期間					
② 保存期間の全期間					
5 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカ一名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカ一名	商 品 名 等	所 有 者 名 等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

(第 2 紙)

7 施行規則に定める要件を満たすためにとろうとする措置

<p>《注意事項》</p> <p>1 条例第 109 条（法第 748 条第 1 項）の承認（県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認）を受けている帳簿について承認を受けようとする場合は、(1)から(11)までに掲げる事項について記載する必要があります。</p> <p>2 法第 748 条第 2 項の承認（法人県民税関係書類の電磁的記録による保存の承認）を受けている書類について承認を受けようとする場合は、(4)及び(7)から(11)までに掲げる事項について記載する必要があります。ただし、「4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」で①を選択した場合は、(5)及び(6)に掲げる事項についても記載する必要があります。</p>	
帳簿の保存等に固有の措置	<p>(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（施行規則第 25 条第 1 項第 1 号イ関係）</p> <p><input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p>[]</p> <p>※ 該当する場合のみ記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程でこの旨を定める）。</p>
	<p>(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（施行規則第 25 条第 1 項第 1 号ロ関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔<input type="checkbox"/>一連番号、<input type="checkbox"/>伝票番号、<input type="checkbox"/>その他（ ）〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p>[]</p>
	<p>(3) 県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（施行規則第 25 条第 1 項第 2 号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 〔<input type="checkbox"/>一連番号、<input type="checkbox"/>伝票番号、<input type="checkbox"/>その他（ ）〕により県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p>[]</p>
帳簿の保存等に共通の措置	<p>(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（施行規則第 25 条第 1 項第 3 号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。</p> <p>① システムの概要を記載した書類</p> <p>[]</p> <p>② システムの開発に際して作成した書類</p> <p>[]</p> <p>③ システムの操作説明書</p> <p>[]</p> <p>④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類</p> <p>[]</p>
	<p>(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（施行規則第 25 条第 1 項第 4 号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p>[]</p>

(第 2 紙の裏)

帳簿の保存等に固有の措置 (書類の保存の一部にも該当)	(6) 検索機能の確保に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 1 項第 5 号、第 2 5 条第 2 項関係)										
	<input type="checkbox"/> 記録項目を検索の条件として設定することができる。										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="text-align: center;">主な帳簿書類名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>取引年月日 <input type="checkbox"/>勘定科目 <input type="checkbox"/>取引金額 <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検索の条件として設定することができる記録項目	主な帳簿書類名	<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	検索の条件として設定することができる記録項目	主な帳簿書類名									
	<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>										
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>										
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>											
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>											
<input type="checkbox"/> 日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。											
<input type="checkbox"/> 2 以上の記録項目を組み合わせる条件を設定することができる。											

帳簿の保存等・書類の保存に共通の措置	(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置 (施行規則第 2 6 条第 1 項第 1 号関係)
	<input type="checkbox"/> COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。 []
	<input type="checkbox"/> ①保存義務者 (又は事務責任者) の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。
	(8) COMの索引簿の備付けに関する措置 (施行規則第 2 6 条第 1 項第 2 号、第 2 6 条第 2 項関係)
	<input type="checkbox"/> 帳簿書類の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。 <input type="checkbox"/> 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
(9) COMの索引の出力に関する措置 (施行規則第 2 6 条第 1 項第 3 号関係)	
<input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。	
(10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置 (施行規則第 2 6 条第 1 項第 4 号関係)	
<input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []	
(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置 (施行規則第 2 6 条第 1 項第 5 号関係)	
※ 次の措置をとろうとする場合は、(5)又は(6)についても記載してください。 <input type="checkbox"/> 上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。 <input type="checkbox"/> 上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []	

8 その他参考となる事項

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し) 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	--

(第 3 紙)

**「県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類に係る電磁的記録の
電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書〔中途〕」の記載要領等**

この申請書用紙は、電磁的記録等による保存等の承認を受けている県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類について、電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存に代えるのに必要な条例第 110 条第 2 項の県税事務所長の承認（法人県民税関係帳簿書類について電磁的記録による保存を COM による保存に代える場合は法第 749 条第 3 項の承認）を受けようとする場合に使用してください。

なお、県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類について、はじめて電磁的記録等による保存等を行うとする場合の条例第 109 条（法第 748 条第 1 項）若しくは法第 748 条第 2 項の承認又は条例第 110 条第 1 項（法第 749 条第 1 項）若しくは法第 749 条第 2 項の承認を受けようとするときは、これとは別様式の申請書用紙を使用してください。

1 申請期限等**(1) 申請期限**

承認を受けようとする県税関係帳簿若しくは法人県民税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）又は法人県民税関係書類（以下「書類」といい、これらを総称して「帳簿書類」といいます。）の COM による保存をもって電磁的記録の保存に代える日（承認を受けようとする帳簿書類が 2 以上ある場合で、その保存に代える日が異なるときは、最初に到来する保存に代える日）の 3 月前の日までに、県税事務所長に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1 部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を 1 部添付してください。

- ① 承認を受けようとする帳簿書類の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ② 承認を受けようとする帳簿書類の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ③ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となる書類

- (注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、①の書類を添付する必要はありません。
2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、②の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領**(1) 本文**

帳簿について COM による保存に代えようとする場合は「同条例第 111 条第 1 項（法第 750 条第 1 項）」の文字を、書類について COM による保存に代えようとする場合は「法第 750 条第 2 項」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

(2) 「1 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の種類、電磁的記録の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況」の各欄**イ 「帳簿書類の種類」欄**

- ① 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿書類の保存義務等が課せられている税目の名称を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。
- ② 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿書類を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

- (記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
2 仕訳帳（本店及び○○支店）、△△支店の売掛金元帳
3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し
4 注文書の写し（本店及び○○支店）、△△支店の領収書の写し

ロ 「電磁的記録の保存に代える日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、承認を受けようとする帳簿書類の COM による保存をもって電磁的記録の保存に代える日を記載してください。

また、かっこ内には、その帳簿書類について電磁的記録による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ハ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載してください。**ニ 「国税関係申請状況」欄は、国税関係帳簿書類を兼ねる帳簿書類について、電磁的記録に代える COM による保存を未だ申請していない場合は「未」の文字を、申請している場合（同時に申請する場合も含まれます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、申請を行った税務署名を記載してください。**

(第3紙の裏)

- (3) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が福岡県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。
なお、軽油引取税の製造等による申請の場合、記載の必要はありません。
- (4) 「3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の種類及びその年月日」の各欄については、該当する文字を○で囲むとともに、「対象となった帳簿書類の種類」欄は(2)イの要領で記載してください。
- (5) 「4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」欄は、COMによる保存をしようとする期間のいずれかの番号を○で囲んでください。
また、①に○を付した場合は、かっこ内に特定する期間（保存期間の初日からCOMによる保存を開始する日までの期間）を記載してください。
- (6) 「5 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄
イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載してください。
ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。
ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。
なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (7) 「6 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要」の各欄
イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
ニ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (8) 「7 施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置」の各欄
イ 共通の記載方法
① 申請者がとらうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
② [] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
ロ 個別の記載方法
① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間（日数）をかっこ内に記載してください。
② 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載してください。
③ 「(3) 県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し又は記載してください。
④ 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
⑤ 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿書類名を記載してください。
なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿書類名をまとめて記載してください。
⑥ 「(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置」欄は、「4空COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」が全保存期間中の3年目までの期間を含む場合にのみ記載してください。
- (9) 「8 その他参考となる事項」欄には、この申請書の内容に関して参考となる事項を記載してください。
また、国税関係帳簿書類を兼ねる帳簿書類について、電磁的記録に代えるCOMによる保存を申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）において、当該国税関係の申請書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。

第 146 号様式 (第 95 条関係)

県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認(却下)通知書						
申 請 者	住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地					
	氏名 (法人の場合) 代表者氏名					
承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の種類等						
帳簿の種類		備付け開始日 保 存 に 代 え る 日	保存方法	保存場所	申請区分	処分内容
税目	名称・作成 事務所等					
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		帳簿・書類 中途・移転	承認 ・ 却下
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		帳簿・書類 中途・移転	承認 ・ 却下
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		帳簿・書類 中途・移転	承認 ・ 却下
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		帳簿・書類 中途・移転	承認 ・ 却下
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		帳簿・書類 中途・移転	承認 ・ 却下
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		帳簿・書類 中途・移転	承認 ・ 却下
却下し た理由						
年 月 日付で申請のあった県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等に係る申請について、上記のとおり決定したので、福岡県税条例第 111 条第 3 項 (地方税法第 750 条第 4 項) ・ 福岡県税条例第 113 条第 3 項 (地方税法第 752 条第 3 項) の規定により通知します。						
1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。						
なお、この審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。						
2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。						
(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。						
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。						
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。						
						号
						年 月 日
福岡県			県税事務所長		印	

第 147 号様式 (第 96 条関係)

(表)

第 年 月 日 号

_____ 知事 殿

福岡県 _____ 県税事務所長

**県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の
電磁的記録等による保存等の承認に係る通知書**

このことについて、下記の申請者につき、 年 月 日付で県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認をしたので、福岡県税条例第 111 条第 5 項 (地方税法第 750 条第 6 項) ・ 福岡県税条例第 113 条第 6 項 (地方税法第 752 条第 6 項) の規定により通知します。

記

申 請 者	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地	(電話番号 - -)
	(フリガナ) 名称(屋号)	
	(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代表者氏名	
	(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	(電話番号 - -)

1 承認をした県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の種類等

帳簿書類の種類		備付け開始日・ 保存に代える日等	保存方法	保存場所	国税関係 申請状況
税目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		未・済 税務署

(裏)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所						
都道府県名		所 在 地				
3 設立の日(新たに設立された法人が条例第111条第1項(法第750条第1項)ただし書きの規定を適用した日)						
年		月		日		
4 取りやめの届出書が提出され、又は取消しの通知をした県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の種類及びその年月日(この申請に係る県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書が提出され、又は承認を取り消した後に、再び、承認を受けようとする場合)						
区 分	対象となった帳簿の種類		届出書の提出年月日		対象となった保存方法	
	税目	名称・作成事務所等	通知書の受理			
取りやめ届出 取消し通知			年	月	日	電磁的記録・COM・スキャナ
取りやめ届出 取消し通知			年	月	日	電磁的記録・COM・スキャナ
取りやめ届出 取消し通知			年	月	日	電磁的記録・COM・スキャナ
取りやめ届出 取消し通知			年	月	日	電磁的記録・COM・スキャナ
5 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要						
区 分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託		
6 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要						
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考	
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語		
自己開発・委託開発・市販 ()						
自己開発・委託開発・市販 ()						
自己開発・委託開発・市販 ()						
自己開発・委託開発・市販 ()						

第 1 4 8 号様式 (第 97 条関係) (表)

県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

付
受 印

<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>福岡県</p> <p>_____ 県税事務所長 殿</p>	申 請 者	(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地</small>		(電話番号 - -)	
		(フリガナ) 名称 (屋号)			
		(フリガナ) 氏 名 <small>(法人の場合)</small> 代表者氏名			㊟
		(フリガナ) <small>(法人の場合)</small> 代表者住所		(電話番号 - -)	

次の県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、福岡県税条例第 1 1 2 条第 1 項 (地方税法第 7 5 1 条第 1 項) の規定により届け出ます。

1 電磁的記録等による保存等をやめようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の種類等					
帳簿書類の種類		当初の承認を受けた年月日等	保 存 方 法	保 存 場 所	国税関係届出状況
税 目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署

2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由

.....

.....

.....

3 その他参考となる事項

「法第 7 4 8 条第 3 項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合の基となった書類の保存の状況」
(保存している ・ 廃棄した)

※印の欄は、記載する必要はありません。

(裏)

「県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」の記載要領等

この届出書用紙は、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている県税関係帳簿若しくは法人県民税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）又は法人県民税関係書類（以下「書類」といい、これらを総称して「帳簿書類」といいます。）について、電磁的記録等による保存等をやめようとして、県税事務所にその旨を届け出る場合に使用してください。

【注意 事項】

- 1 条例第 109 条（法第 748 条第 1 項）、法第 748 条第 2 項、条例第 110 条第 1 項（法第 749 条第 1 項）及び法第 749 条第 2 項の承認を受けている帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの場合

この届出書を提出した日から、原則としてすべて書面により（電磁的記録又は COM による保存等をしているものについては書面に出力して）保存をすることとなりますのでご注意ください。

- 2 法第 748 条第 3 項の承認を受けている書類の電磁的記録による保存の取りやめの場合
基となった書類を一部でも廃棄している場合は、現在保存している電磁的記録を今後も保存する必要がありますのでご注意ください。

1 届出期限等**(1) 届出期限**

電磁的記録等による保存等をやめようとする場合には、あらかじめ県税事務所に提出してください。

(2) 提出部数

この届出書は、1 部提出してください。

2 各欄の記載要領

- (1) 「1 電磁的記録等による保存等をやめようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の種類等」の各欄

イ 「帳簿書類の種類」欄

- ① 「税目」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。
② 「名称・作成事務所等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに作成している帳簿書類については、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

- （記載例）1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳
3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し
4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し
5 注文書、納品書、見積書、請求書
6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書

ロ 「当初の承認を受けた年月日等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存等をやめようとする場合は「電磁的記録」の、COM による保存をやめようとする場合は「COM」の、スキャナによる保存をやめようとする場合は「スキャナ」の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

なお、条例第 110 条第 2 項（法第 749 条第 3 項）の承認（電磁的記録による保存から COM による保存への保存方法の変更の承認）を受けている帳簿書類について、COM による保存をやめようとする場合で、条例第 109 条（法第 748 条第 1 項）（帳簿の場合）又は法第 748 条第 2 項（書類の場合）の規定による電磁的記録の保存等の承認も併せて取りやめるときは、両方の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付すとともに、「当初の承認を受けた年月日等」欄に条例第 109 条（法第 748 条）の承認年月日と条例第 110 条第 2 項（法第 749 条第 3 項）の承認年月日を併記してください。

ニ 「保存場所」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ホ 「国税関係届出状況」欄は、国税関係帳簿書類を兼ねる帳簿書類について、電磁的記録等による保存等の取りやめを未だ届け出ていない場合は「未」の文字を、届け出ている場合（同時に届け出る場合も含みます。）は「済」の文字をそれぞれ〇で囲むとともに、届出を行った税務署名を記載してください。

- (2) 「2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする理由を記載してください。

- (3) 「3 その他参考となる事項」欄

イ 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が福岡県以外にある場合は、その都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

ロ 法第 748 条第 3 項の承認を受けている書類について電磁的記録の保存をやめようとする場合は、当該電磁的記録の基となった書類の保存の状況について対応する□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

なお、基となった書類を一部でも廃棄している場合は、「廃棄した」にチェックしてください。

ハ 条例第 110 条第 2 項（法第 749 条第 3 項）の承認（電磁的記録による保存から COM による保存への保存方法の変更の承認）を受けている帳簿書類について、COM による保存をやめようとする場合で、条例第 109 条（法第 748 条第 1 項）（帳簿の場合）又は法第 748 条第 2 項（書類の場合）の規定により、引き続き電磁的記録による保存等をするときは、その旨を記載してください。

第 1 4 9 号様式 (第 97 条関係) (表)

県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

受 付 印

※整理番号

年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	申	(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地</small>	(電話番号 - -)
	請	(フリガナ) 名称 (屋号)	
	者	(フリガナ) 氏 名 <small>(法人の場合)</small> 代表者氏名	④
		(フリガナ) <small>(法人の場合)</small> 代表者住所	(電話番号 - -)

次の事項を変更することとしたので、福岡県税条例第 1 1 2 条第 2 項 (地方税法第 7 5 1 条第 2 項) の規定により届け出ます。

1 変更しようとする事項に係る県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の種類等				
帳簿書類の種類	変更しようとする日 <small>(当初の承認を受けた年月日等)</small>	保 存 方 法	保 存 場 所	国税関係届出状況
税 目 名称・作成事務所等	年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署
	年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署
	年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署

2 変更しようとする事項及び変更の内容	
変 更 事 項	変 更 の 内 容

3 その他参考となる事項

「システム変更の場合に、法第 7 4 8 条第 3 項の規定により保存している電磁的記録を変更後のシステムに移行することの可否」(可 ・ 否)

※印の欄は、記入する必要はありません。

(裏)

「県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」の記載要領等

この届出書用紙は、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている県税関係帳簿若しくは法人県民税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）又は法人県民税関係書類（以下「書類」といい、これらを総称して「帳簿書類」といいます。）について、申請書（申請書に添付した書類を含みます。）に記載した事項（帳簿書類の種類を除きます。）の変更をしようとして、県税事務所にその旨を届け出る場合に使用してください。

1 届出期限等

(1) 届出期限

申請書に記載した事項を変更しようとする場合には、あらかじめ県税事務所に提出してください。

(2) 提出部数

この届出書は、1部提出してください。

(3) 添付書類

申請書に添付した書類に記載した事項の変更をしようとする場合は、変更後の書類を添付してください。

2 各欄の記載要領

(1) 「1 変更しようとする事項に係る県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の種類等」の各欄

イ 「帳簿書類の種類」欄

① 「税目」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

② 「名称・作成事務所等」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。

- (記載例)
- 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
 - 2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳
 - 3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し
 - 4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し
 - 5 注文書、納品書、見積書、請求書
 - 6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書

ロ 「変更しようとする日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、帳簿書類の電磁的記録等による保存等を変更しようとする日を記載してください。

また、かつこ内には、その帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「電磁的記録」の、COMによる保存の場合は「COM」の、スキャナによる保存の場合は「スキャナ」の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

ニ 「保存場所」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ホ 「国税関係届出状況」欄は、国税関係帳簿書類を兼ねる帳簿書類について、電磁的記録等による保存等の変更を未だ届け出ていない場合は「未」の文字を、届け出ている場合（同時に届け出る場合も含みます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、届出を行った税務署名を記載してください。

(2) 「2 変更しようとする事項及び変更の内容」欄には、変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載してください。

(3) 「3 その他参考となる事項」欄

イ 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が福岡県以外にある場合は、その都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

ロ システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存をすることとした場合

要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿書類の種類及び残りの保存期間を記載してください。

ハ システム変更を行い、法第748条第3項の規定により保存している電磁的記録を変更前のシステムから変更後のシステムに移行することの可否について対応する□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

第 1 5 0 号 様 式 (第 9 8 条 関 係)

(第 1 紙)

移 転

主たる事務所又は事業所の移転に係る
県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書

受 付 印 年 月 日 福岡県 _____ 県税事務所長 殿		申 請 者	(フリガナ) 名 称 (屋 号)	(電話番号 - -)
			(フリガナ) 代 表 者 氏 名	⑧
			(フリガナ) 代 表 者 住 所	
			事 務 所 等	移 転 後
	移 転 前	(フリガナ) 主たる事務所又は事業所の所在地	(電話番号 - -)	

福岡県税条例第 1 1 3 条第 1 項 (第 1 1 5 条において準用する場合を含む。) (地方税法第 7 5 2 条第 1 項 (第 7 5 4 条において準用する場合を含む。)) の規定に基づく承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の種類、移転前の承認年月日、移転後の保存場所、国税関係承認状況等

帳簿書類の種類			承認年月日	保存方法	入力方式 (法第748条 第3項関係)	移転後の保存場所	国税関係 承認状況
税 目	名称・作成 事務所等	ファイル形式 (法第748条 第3項関係)					
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時		税務署
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時		税務署
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時		税務署
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時		税務署
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時		税務署

※ 処 理 欄	整 理 簿	同 時 提 出 申 請 書	回 付 先
	(摘 要)		

※印の欄は、記入する必要はありません。

(1 / 6)

(第 1 紙の裏)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所在地			
3 事務所等に移転した日					
年 月 日					
4 電子計算機等の概要					
(条例第 109 条 (法第 748 条第 1 項)、法第 748 条第 2 項、第 110 条第 1 項 (法第 749 条第 1 項) 及び法第 749 条第 2 項関係) 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
(法第 748 条第 3 項関係) 承認を受けようとする法人県民税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
5 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要 (条例第 109 条 (法第 748 条第 1 項)、法第 748 条第 2 項、第 110 条第 1 項 (法第 749 条第 1 項) 及び法第 749 条第 2 項関係)					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

(第 2 紙)

6 施行規則に定める要件を満たすためにとろうとする措置

《注意事項》

- 1 条例第 1 0 9 条（法第 7 4 8 条第 1 項）に係る承認（県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿の電磁的記録による備付け及び保存の承認）及び条例第 1 1 0 条第 1 項（第 7 4 9 条第 1 項）に係る承認（県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿の電磁的記録による備付け及び COM による保存の承認）を受けようとする場合は、(1) から (6) までに掲げる事項について記載する必要があります。
- 2 法第 7 4 8 条第 2 項に係る承認（法人県民税関係書類の電磁的記録による保存の承認）及び法第 7 4 9 条第 2 項に係る承認（法人県民税関係書類の COM による保存の承認）を受けようとする場合は、(4) から (6) までに掲げる事項について記載する必要があります。
- 3 条例第 1 1 0 条第 2 項（法第 7 4 9 条第 3 項）に係る承認（COM に代えて保存の承認）を受けようとする場合は、その承認が県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿に係るものであるときは(1) から (6) まで、法人県民税関係書類に係るものであるときは(4) から (6) までに掲げる事項について記載する必要があります。
- 4 法第 7 4 8 条第 3 項に係る承認（法人県民税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認）を受けようとする場合は、(7) から (16) までに掲げる事項について記載する必要があります。

帳簿の保存等に固有の措置

(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 1 号イ関係）

- データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。
- データを直接に訂正し又は削除できないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。
- 上記以外の方法による。

[]

※ 該当する場合のみ記載してください。

- ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程でこの旨を定める）。

(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 1 号ロ関係）

- 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。
- 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔一連番号、伝票番号、その他（ ）〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。
- 上記以外の方法による。

[]

(3) 県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 2 号関係）

- 〔一連番号、伝票番号、その他（ ）〕により県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。

[]

帳簿の保存等に共通の措置

(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 3 号関係）

- 次の名称の書類を備え付ける。
 - ① システムの概要を記載した書類 []
 - ② システムの開発に際して作成した書類 []
 - ③ システムの操作説明書 []
 - ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 []

(第 2 紙の裏)

帳 書 簿 類 の 保 存 等 に 共 通 の 措 置	(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 4 号関係）																															
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。																															
	<input type="checkbox"/>																															
	(6) 検索機能の確保に関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 5 号、第 2 5 条第 2 項関係）																															
書 類 の ス キ ャ ナ 保 存 に 関 す る 措 置	<input type="checkbox"/> 記録項目を検索の条件として設定することができる。 (施行規則第 2 5 条第 1 項第 5 号関係)																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th>主な帳簿書類名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>取引年月日</td> <td><input type="checkbox"/>勘定科目</td> <td><input type="checkbox"/>取引金額</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検索の条件として設定することができる記録項目				主な帳簿書類名	<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	検索の条件として設定することができる記録項目				主な帳簿書類名																											
	<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>																												
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																												
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																												
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																												
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																												
	<input type="checkbox"/> 日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。 <input type="checkbox"/> 2 以上の記録項目を組み合わせ条件を設定することができる。 (施行規則第 2 5 条第 2 項関係)																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th>主な帳簿書類名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>取引年月日</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検索の条件として設定することができる記録項目				主な帳簿書類名	<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
検索の条件として設定することができる記録項目				主な帳簿書類名																												
<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																													
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																													
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																													
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																													
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																													
<input type="checkbox"/> 日付けに係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。																																
(7) スキャナの基準（施行規則第 2 5 条第 4 項、第 2 5 条第 5 項第 2 号イ関係）																																
<input type="checkbox"/> 解像度が 1 ミリメートル当たり 8 ドット（2 0 0 dpi）以上で読み取るものである。 <input type="checkbox"/> 赤色、緑色及び青色の階調が各々 2 5 6 階調以上で読み取るものである。																																
(8) 電子署名の付与に関する措置（施行規則第 2 5 条第 5 項第 2 号ロ関係）																																
認証局の名称	電子署名の種類等																															
	<input type="checkbox"/> 電子署名及び認証業務に関する法律第 4 条第 1 項の認定を受けた者によって同法第 2 条第 3 項の認証業務が行われる同条第 1 項に規定する電子署名である。 <input type="checkbox"/> 商業登記法第 1 2 条の 2 第 1 項第 1 号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。																															
	<input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。																															
	<input type="checkbox"/> 電子署名及び認証業務に関する法律第 4 条第 1 項の認定を受けた者によって同法第 2 条第 3 項の認証業務が行われる同条第 1 項に規定する電子署名である。 <input type="checkbox"/> 商業登記法第 1 2 条の 2 第 1 項第 1 号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。																															
	<input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。																															
(9) タイムスタンプの付与に関する措置（施行規則第 2 5 条第 5 項第 2 号ハ関係）																																
事業者の名称	タイムスタンプの種類等																															
	<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて書類の保存期間を通じて確認できる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。																															
	<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて書類の保存期間を通じて確認できる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。																															

(第 3 紙)

書 類 の ス キ ャ ナ 保 存 に 関 す る 措 置	(10) 法人県民税関係書類をスキャナで読み取った際の情報の保存に関する措置（施行規則第 2 5 条第 5 項第 2 号ニ関係） <input type="checkbox"/> 法人県民税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び書類の大きさに関する情報を保存し確認することができる。													
	(11) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要（施行規則第 2 5 条第 5 項第 2 号ホ関係） <input type="checkbox"/> 記録事項について訂正を行った場合には、訂正のすべての履歴が必ず確認できる。 <input type="checkbox"/> 記録事項について削除を行った場合には、訂正のすべての履歴を含む削除前の内容を必ず確認できる。													
	区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考								
		メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語									
	自己開発・委託開発・市販 ()													
	自己開発・委託開発・市販 ()													
	(12) 法人県民税関係書類に係る電磁的記録と法人県民税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置（施行規則第 2 5 条第 5 項第 3 号） <input type="checkbox"/> [<input type="checkbox"/> 一連番号、 <input type="checkbox"/> 伝票番号、 <input type="checkbox"/> その他 ()] により法人県民税関係書類と法人県民税関係帳簿との関連性を確認することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []													
	(13) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（施行規則第 2 5 条第 5 項第 4 号関係） <input type="checkbox"/> 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が 3 5 センチメートル（1 4 インチ）以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタを備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、当該電磁記録と同等な状態で速やかに出力することができる。 <input type="checkbox"/> カラーディスプレイの画面及び書面に、4 ポイントの大きさの文字を認識することができるように入力されており、出力することができる。													
	(14) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 3 号、第 2 5 条第 5 項第 5 号関係） <input type="checkbox"/> 次の書類を備え付ける。 <システムの概要を記載した書類> <input type="checkbox"/> システム全体 <input type="checkbox"/> スキャナ装置 <input type="checkbox"/> 訂正削除管理機能 <input type="checkbox"/> 検索機能 <input type="checkbox"/> その他 () <システムの開発に際して作成した書類> <input type="checkbox"/> システム全体 <input type="checkbox"/> スキャナ装置 <input type="checkbox"/> 訂正削除管理機能 <input type="checkbox"/> 検索機能 <input type="checkbox"/> その他 () <システムの操作説明書> <input type="checkbox"/> システム全体 <input type="checkbox"/> スキャナ装置 <input type="checkbox"/> 訂正削除管理機能 <input type="checkbox"/> 検索機能 <input type="checkbox"/> 電子署名 <input type="checkbox"/> タイムスタンプ <input type="checkbox"/> その他 () <電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類> <input type="checkbox"/> 電子計算機処理 <input type="checkbox"/> 電磁的記録の保存 <input type="checkbox"/> その他 () 契約書 (<input type="checkbox"/> 電子署名 <input type="checkbox"/> タイムスタンプ)													
	(15) 検索機能の確保に関する措置（施行規則第 2 5 条第 1 項第 5 号、第 2 5 条第 5 項 5 号関係） <input type="checkbox"/> 記録項目を検索の条件として設定することができる。													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="text-align: center;">主 な 書 類 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>取引年月日 <input type="checkbox"/>取引金額 <input type="checkbox"/>取引先名称 <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。 <input type="checkbox"/> 2 以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。					検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 書 類 名	<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/> 取引先名称 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 書 類 名													
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/> 取引先名称 <input type="checkbox"/>														
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>														
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>														
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>														

(第 3 紙の裏)

	<p>(16) 県知事が定める書類について適時に電磁的記録に記録する場合の措置（施行規則第 2 5 条第 6 項関係）</p> <p>□ 第 2 5 条第 6 項に定める電磁的記録の保存を行う場合には、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（責任者が定められているものに限る。）を備え付ける。</p>
<p>7</p>	<p>その他参考となる事項</p>

<p>添 付 書 類</p>	<p>1 移転前に受けていた承認に係る通知の写し又は都道府県知事若しくは当該都道府県知事により権限を委任された県税事務所長等の証明書</p> <p>2 電子計算機処理システムの概要を記載した書類</p> <p>3 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）</p> <p>4 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類</p>
----------------------------	---

(6 / 6)

(第 4 紙)

「主たる事務所又は事業所の移転に係る県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書〔移転〕」の記載要領等

この申請書用紙は、他の都道府県において県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録若しくは電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存又は法人県民税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存（スキャナによる法人県民税関係書類に係る電磁的記録の保存）（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている者が、福岡県にその主たる事務所若しくは事業所（以下「事務所等」といいます。）を移転した場合において、引き続き電磁的記録等による保存等を行うため、福岡県税条例第 113 条第 1 項（第 115 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく県税事務所長の承認（法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の承認を受けている者の場合は地方税法第 752 条第 1 項（第 754 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく承認）を受けようとする場合に使用してください。

1 申請期限等

(1) 申請期限

福岡県に事務所等の移転を行った日から 3 月を経過する日までに県税事務所長に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1 部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を 1 部添付してください。

- ① 事務所等を移転する前の事務所等所在地の都道府県知事による承認通知の写し若しくは当該都道府県知事による証明書（当該都道府県の条例により知事の権限が委任されている県税事務所長等によるものでも可）
- ② 承認を受けようとする帳簿書類の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ③ 承認を受けようとする帳簿書類の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ④ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となる書類

(注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、②の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、③の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領

- (1) 「1 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の種類、移転前の承認年月日、移転後の保存場所、国税関係承認状況等」の各欄

イ 「帳簿書類の種類」欄

(イ) 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿書類の保存義務等が課せられている税目の名称を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

(ロ) 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿書類を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

- (記載例)
- 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
 - 2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳
 - 3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し
 - 4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し
 - 5 注文書、納品書、見積書、請求書
 - 6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書

(ハ) 「ファイル形式」欄は、法人県民税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の場合において、例えば PDF、JPEG、TIF などのファイル形式を記載してください。

ロ 「承認年月日」欄には、事務所等を移転する前の事務所所在地等の都道府県知事による承認を受けた年月日又は当該承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COM による保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

ニ 「入力方式」欄には、法人県民税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の場合において、承認を受けようとする書類の種類ごとに採用する入力方式の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

ホ 「移転後の保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ヘ 「国税関係承認状況」欄は、国税関係帳簿書類を兼ねる帳簿書類について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に基づく承認を受けている場合は、承認を受けた税務署名を記入してください。

- (2) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が福岡県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

なお、軽油引取税の製造等による申請の場合、記載の必要はありません。

- (3) 「4 電子計算機等の概要」の各欄

イ 県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又は COM による保存の場合は上段（条例第 109 条（法第 748 条第 1 項）、法第 748 条第 2 項、第 110 条第 1 項（法第 749 条第 1 項）及び法第 749 条第 2 項関係）、法人県民税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の場合は下段（法第 748 条第 3 項関係）に、それぞれ記入してください。

(第 4 紙の裏)

- ロ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載してください。
- ハ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。
- ニ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
- ホ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。
なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (4) 「5 承認を受けようとする県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要」の各欄(県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又はCOMによる保存の場合に記入してください。)
- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
- ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
- ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
- ニ 自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (5) 「6 施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置」の各欄
- イ 共通の記載方法
- (イ) 申請者がとらうとする措置に応じて対応する文言の□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。
- (ロ) []内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
- ロ 個別の記載方法
- (イ) 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間(日数)をかっこ内に記載してください。
- (ロ) 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載してください。
- (ハ) 「(3) 県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し又は記載してください。
- (ニ) 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
- (ホ) 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿書類名を、帳簿については中段(施行規則第 25 条第 1 項第 5 号関係)、書類については下段(施行規則第 25 条第 2 項関係)に、それぞれ記載してください。
なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿書類名をまとめて記載してください。
- (ハ) 「(8) 電子署名の付与に関する措置」欄には、電子署名及び認証業務に関する法律における特定認証業務の認定を受けた認証局又は商業登記認証局の名称を記載してください。
- (ト) 「(9) タイムスタンプの付与に関する措置」欄には、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務を行う事業者名を記載してください。
- (フ) 「(11) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要」の各欄
- ① 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
- ② 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
- ③ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
- ④ 自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (リ) 「(12) 法人県民税関係書類に係る電磁的記録と帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、書類と帳簿に一連番号や伝票番号を付すなどして関連性をもたせる方法のほか、他の書類を確認すること等によって帳簿との関連性が確認できるなど、他の方法による場合は上記以外の方法へ記載してください。
- (ス) 「(14) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用するときは、システムの概要を記載した書類及びシステムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
なお、「訂正削除管理機能」とは、承認申請書 6 (11)に記載した電子計算機処理システムをいいます。
- (ル) 「(15) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な書類名を記載してください。なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類名をまとめて記載してください。

第 151 号様式 (第 99 条関係)

県税関係帳簿・法人県民税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認取消通知書					
申 請 者	住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地				
	氏名 (法人の場合) 代表者氏名				
承認を取り消す県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類の種類等					
帳簿の種類		承認を受けた 年 月 日	保存方法	保存場所	申請区分
税目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		帳簿・書類 中途・移転
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		帳簿・書類 中途・移転
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		帳簿・書類 中途・移転
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		帳簿・書類 中途・移転
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		帳簿・書類 中途・移転
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		帳簿・書類 中途・移転
取り消し た理由					
<p>電磁的記録等による保存等を承認した県税関係帳簿又は法人県民税関係帳簿書類について、 年 月 日付けをもって、上記のとおりその承認を取り消しましたので、福岡県条例第 114 条第 2 項 (地方税法第 753 条第 2 項) の規定により通知します。</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、この審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>					
					年 月 日 福岡県 県税事務所長 印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四章の章名の改正規定、第九十二条から第九十六条まで及び第百条の改正規定、様式目次の改正規定(第百四十三号様式から第百五十一号様式までに係る部分に限る。)並びに第百四十三号様式から第百五十一号様式までの改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年十二月十三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十五号

福岡県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県産業廃棄物税条例施行規則(平成十七年福岡県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十二号様式を次のように改める。

第22号様式（第13条関係）

通 知 書
産業廃棄物税に係る更正・決定及び加算金決定
納額告知書

特別徴収義務者又は納税者
住所又は所在地

氏名又は名称

焼 却 場 名 称
焼 却 場 地 址
所 在 地
又 分 場
又 場

地方税法 条の 第 項の規定により、下記のとおり
更正・決定したので通知します。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

登録番号	
指定納期限	年 月 日

申告の 対象期間	区 分	本 税		加 算 金			
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率(%)	金 額
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			過少申告 加算金	通常		②
	既確定額				加算		③
				不申告加算金			④
				重加算金			⑤
	差 引 額		①	納入（納付）すべき額 (①+②+③+④+⑤)			
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			過少申告 加算金	通常		②
	既確定額				加算		③
				不申告加算金			④
				重加算金			⑤
	差 引 額		①	納入（納付）すべき額 (①+②+③+④+⑤)			
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			過少申告 加算金	通常		②
	既確定額				加算		③
				不申告加算金			④
				重加算金			⑤
	差 引 額		①	納入（納付）すべき額 (①+②+③+④+⑤)			
合 計	確 定 額			過少申告 加算金	通常		②
	既確定額				加算		③
				不申告加算金			④
				重加算金			⑤
	差 引 額		①	納入（納付）すべき額 (①+②+③+④+⑤)			

この通知書による不足税額等に延滞金を合計した金額を、同封の納入（納付）書によって指定納期限までに福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局又は福岡県内の県税事務所に納入（納付）して下さい。

【不服申立て等について】

- この処分不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。
なお、この審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所を経由して提出することとさせていただきます。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【延滞金について】

備考 【延滞金について】の下部に、当該年における延滞金の計算方法を記載すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会告示第一号

福岡県有明海区漁業調整委員会告示第一号

福岡県豊前海区漁業調整委員会告示第一号

海区漁業調整委員会の文書の取扱いに関する規程を次のように定める。

平成二十五年十二月十三日

筑前海区漁業調整委員会

会長 本田 清一郎

福岡県有明海区漁業調整委員会

会長 内場 澄夫

福岡県豊前海区漁業調整委員会

会長 高松 三男

海区漁業調整委員会の文書の取扱いに関する規程

海区漁業調整委員会の事務に係る文書の取扱いに関しては、特に定める場合を除いては福岡県文書管理規程(平成十六年一月福岡県訓令第一号)の規定の例による。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

筑前海区漁業調整委員会告示第二号

福岡県有明海区漁業調整委員会告示第二号

福岡県豊前海区漁業調整委員会告示第二号

海区漁業調整委員会の情報処理に関する規程を次のように定める。

平成二十五年十二月十三日

筑前海区漁業調整委員会

会長 本田 清一郎

福岡県有明海区漁業調整委員会

会長 内場 澄夫

福岡県豊前海区漁業調整委員会 会長 高松 三男

海区漁業調整委員会の情報処理に関する規程

海区漁業調整委員会の情報処理に関する規程(平成十五年筑前海区漁業調整委員会告示第一号、平成十五年福岡県有明海区漁業調整委員会告示第一号、平成十五年福岡県豊前海区漁業調整委員会告示第一号)の全部を改正する。

海区漁業調整委員会事務局の事務に係る情報処理及び情報資産の管理に関しては、福岡県情報処理規程(平成二十四年福岡県訓令第一号)の規定の例による。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会告示第二号

福岡県内水面漁場管理委員会の文書の取扱いに関する規程を次のように定める。

平成二十五年十二月十三日

福岡県内水面漁場管理委員会

会長 稲田 善和

福岡県内水面漁場管理委員会の文書の取扱いに関する規程

福岡県内水面漁場管理委員会の事務に係る文書の取扱いに関しては、特に定める場合を除いては福岡県文書管理規程(平成十六年一月福岡県訓令第一号)の規定の例による。

附則

この告示は、公布の日から施行する。